

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課) 11
- 亀岡市犯罪被害者等支援条例 (自治防災課) 11
- 亀岡市立図書館条例の一部改正 (図書館) 12
- 亀岡市循環型社会推進条例の一部改正 (環境事業課) 13
- 亀岡市営住宅管理条例の一部改正 (建築住宅課) 14
- 亀岡市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正 (上下水道総務課) 15
- 亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正 (病院総務課) 17
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (障害福祉課) 18
- 亀岡市交流会館条例の一部改正 (市民協働課) 19
- 亀岡市税条例の一部改正 (税務課) 21
- 亀岡市総合福祉センター条例の一部改正 (こども福祉課) 22
- 亀岡市こども医療費助成条例の一部改正 (こども福祉課) 23

- 亀岡市障害者施策推進協議会条例の一部改正 (障害福祉課) 23
- 亀岡市介護保険条例の一部改正 (高齢福祉課) 24
- 亀岡市企業立地促進条例の一部改正 (商工観光課) 25
- 亀岡市議会委員会条例の一部改正 (議会事務局) 26

—— 規 則 ——

- 市民ホール使用規則の一部改正 (総務課) 26
- 亀岡市公印規則の一部改正 (保険医療課) 30
- 亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 31
- 亀岡市保育所保育料徴収規則の一部改正 (こども福祉課) 31
- 亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正 (人事課) 35
- 東日本大震災による被災者救援等のための市民ホール使用料の特例に関する規則の一部改正 (総務課) 37
- 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正 (人事課) 37
- 亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 38
- 亀岡市事務分掌規則の一部改正 (企画政策課) 40
- 亀岡市庁議等に関する規則等の一部改正 (企画政策課) 49

○亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部改正 (建築住宅課) 55	○住民基本台帳の職権消除 (市民課) 91
○亀岡市交流会館条例施行規則の一部改正 (市民協働課) 64	○住民基本台帳の職権消除 (市民課) 92
○亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部改正 (こども福祉課) 66	○亀岡市官学共同研究会設置要綱等の一部改正 (企画政策課) 92
○亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正 (病院総務課) 66	○亀岡市福祉電話設置規程等の一部改正 (高齢福祉課) 94
○亀岡市介護保険条例施行規則の一部改正 (高齢福祉課) 67	○亀岡市営住宅高額所得者明渡事務処理要綱 (建築住宅課) 97
—— 告 示 ——	
○亀岡市交流会館に係る指定管理者の指定の取消しの決定 (市民協働課) 75	
○町の区域及び名称の変更 (総務課) 75	
○自動車臨時運行許可番号の失効 (市民課) 86	
○住民基本台帳の職権消除 (市民課) 86	
○平成24年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課) 87	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 87	
○都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 87	
○放置自転車の撤去、保管 (桂川・広域交通課) 88	
○亀岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部改正 (こども福祉課) 89	
○亀岡市森林整備計画の一部変更 (農林整備課) 90	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 90	
○指定介護予防支援事業者の指定 (高齢福祉課) 91	
	—— 訓 令 ——
	○亀岡市事務処理規程の一部改正 (企画政策課) 100
	○亀岡市行政改革推進本部設置要綱等の一部改正 (企画政策課) 101
	○亀岡市交流会館事務処理規程 (市民協働課) 103
	—— 公 告 ——
	○亀岡市篠町篠牧田土地区画整理事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 104
	○亀岡農業振興地域整備計画変更案の縦覧 (農政課) 105
	○農業経営基盤強化促進基本構想の変更 (農政課) 105
	—— 任免及び辞令 ——
	監査委員欄
	—— 公 表 ——
	○平成23年度財政援助団体監査 107
	○平成22年度行政監査結果に対する措置状況 111
	○定期監査及び行政監査の結果について 112
	教育委員会欄
	—— 規 則 ——
	○亀岡市中央公民館使用条例施行規則の一部改正 120

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 120
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 120
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 121
- 亀岡市選挙管理委員会において選挙された委員長 121
- 亀岡市農業委員会の選挙された委員の解任請求に要する各選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数 121

公平委員会欄

—— 告 示 ——

- 職員団体の登録 122

上下水道部欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市上下水道部職員就業規程の一部改正 122
- 亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正 123
- 亀岡市上下水道部処務規程の一部改正 125
- 亀岡市上下水道部決裁規程の一部改正 126
- 亀岡市上下水道部庁舎管理規程の一部改正 126
- 亀岡市水道料金センター設置規程の一部改正 127
- 亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程の一部改正 127
- 亀岡市上水道事業給水条例施行規程の一部改正 128

- 亀岡市上下水道部公印規程の一部改正 129
- 亀岡市上下水道事業会計規程の一部改正 131

—— 告 示 ——

- 川東地区農業集落排水処理施設の供用開始 135
- 公共下水道の供用及び汚水の処理の開始 136

—— 公 告 ——

- 南丹都市計画下水道事業の変更認可の告示による事業の施行 138
- 南丹都市計画下水道事業の変更認可に係る図書の写しの関係図書の縦覧 139

市立病院欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正 139
- 亀岡市病院事業会計規程の一部改正 144
- 亀岡市立病院処務規程等の一部改正 146

公布された条例のあらまし

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 特別職の職員のうち市長及び副市長の平成24年3月に支給されるべき給料月額を、次のとおり改正することとした。

	現行支給額	改正後の支給額	減給内容
市長	985,000円	788,000円	現行支給額から10分の2を乗じて得た額を減じた額
副市長	787,000円	708,300円	現行支給額から10分の1を乗じて得た額を減じた額

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成24年3月1日から適用することとした。

亀岡市犯罪被害者等支援条例要綱

- 1 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務と支援施策に係る基本的事項を定めることにより、被害の回復及び軽減に資することを目的とすることとした。
- 2 市が行う犯罪被害者等への支援について、次のとおり定めることとした。
- (1) 犯罪被害者等の相談に応じ、情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うこととした。
 - (2) 犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給することとした。
 - (3) 一時的な住居の提供等を行うこととした。
 - (4) 犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口及び連絡会議を設置することとした。
- 3 市は、生命と人権を尊重し、犯罪被害者等への理解を深めるための広報及び啓発活動に努めるものとする事とした。
- 4 その他所要の規定を設けることとした。
- 5 この条例は、平成24年4月1日に施行することとした。

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の任命の基準について所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置くべき技術管理者の資格を定めることとした。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅への入居者資格について所要の規定整備を図ることとした。

- 2 配偶者からの暴力を受けた被害者及び犯罪による被害者等について、市営住宅への優先入居の対象とすることとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 5 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

亀岡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公営企業法の一部改正に伴い、水道事業及び下水道事業に係る利益及び資本剰余金の処分の方法について定めることとした。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公営企業法の一部改正に伴い、病院事業に係る利益及び資本剰余金の処分の方法について定めることとした。

2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要綱

1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する3条例について所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例要綱

1 亀岡市交流会館の利用状況を踏まえ、より効率的な管理運営を行うため、開館時間及び休館日の見直しを行うこととした。

2 この条例は、平成24年7月1日から施行することとした。

亀岡市税条例の一部を改正する条例要綱

1 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等の施行に伴い、次のとおり亀岡市税条例の一部を改正することとした。

- (1) 平成26年度から平成35年度までの間、個人市民税の均等割の税率を年額3,500円(現行3,000円)に引き上げることとした。
- (2) 個人市民税において、退職所得に係る10%税額控除を廃止することとした。
- (3) 税制改正に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、府たばこ税の一部を市たばこ税に移譲し、市たばこ税の税率を引き上げることとした。
- (4) その他所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)の改正は平成25年1月1日から、1の(3)の改正は平成25年4月1日からそれぞれ施行することとした。

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例要綱

1 総合福祉センターの効率的な施設活用と利用者の拡大を図るため、次のとおり見直しを行うこととした。

- (1) 身体障害、知的障害及び精神障害のある人がより利用しやすい施設とするため、総

合福祉センター内の「身体障害者福祉センター」の名称を「障害者福祉センター」に改めることとした。

- (2) 総合福祉センターの各施設（コミュニティセンター、障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家、勤労青少年ホーム）の有効利用を図るため、利用対象者が全館を利用できるようにすることとした。
- (3) 総合福祉センターを利用することができる勤労青少年の対象年齢要件を35歳未満（現行は30歳以下）に改めることとした。

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例要綱

- 1 子ども医療費助成制度について、子育てにおける保護者の経済的負担の軽減をより一層図るため、市単独制度として入院に係る医療費の助成対象を中学校修了前（現行は小学校修了前）までのこどもに拡大することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成24年7月1日から施行し、施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例によることとした。

亀岡市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例要綱

- 1 障害者基本法の一部改正に伴い、障害者の意見を施策に反映させるため、委員構成の見直しを行うこととした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 第5期介護保険事業計画の実施に伴い、平成24年度から平成26年度までの介護保険料を次のとおり改定することとした。

区 分	現 行		改 正 後	
基 準 額	月額	(4,556円) 4,498円	月額	5,134円
第1段階	年額	(19,128円) 18,888円	年額	21,552円
第2段階		(27,336円) 26,988円		30,804円
第3段階		(41,004円) 40,476円	特例割合 (附則で定める額)	41,580円
			標 準 額	46,200円
第4段階	特例割合 (附則で定める額)	49,200円 48,576円	特例割合 (附則で定める額)	55,440円
	基 準 額	(54,672円) 53,976円	基 準 額	61,608円
第5段階		(62,868円) 62,064円		73,920円
第6段階		(73,800円) 72,864円		86,244円
第7段階		(87,468円) 86,352円		98,568円
第8段階		(101,136円) 99,852円		110,892円
第9段階		(109,344円) 107,952円		123,216円
第10段階		—		135,528円

上段 (本則に定める保険料)

下段 附則に定める保険料率の算定に関する基準の特例による保険料

2 所得段階区分の対象者を次のとおり改定することとした。

所得段階	現 行		改正後	
第1段階	①本人が生活保護受給者 ②本人が老齢福祉年金受給者で、 住民税世帯非課税者		同 左	
第2段階	住民税世帯非課税者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第3段階	住民税世帯非課税者で、所得段階第2段階以外の者		特例割合	<附則で定める特例割合> 住民税世帯非課税者であり、所得段階第2段階以外の者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の者
			基準額	住民税世帯非課税者であり、所得段階第2段階以外の者で、所得段階第3段階（特例割合）以外の者
第4段階	特例割合	<附則で定める特例割合> 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	特例割合	同 左
	基準額	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、所得段階第4段階（特例割合）以外の者	基準額	同 左
第5段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円以下の者		同 左	
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の者	
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の者	
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者		同 左	
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	
第10段階	—		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が800万円以上の者	

介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所得段階区分第3段階の第1号被保険者について、収入等が120万円以下の者及び第6段階及び第7段階の第1号被保険者について、基準所得金額を190万円に改め、負担軽減を図ること。

3 その他所要の規定整備を図ることとした。

4 この条例は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の保険料から適用することとした。

亀岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例要綱

1 地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、指定工場等の要件を次のとおり改正することとした。

指定工場等の要件	現 行	改正後
投下固定資産総額	100,000,000円	50,000,000円
常時雇用従業員	新設 10人以上 増設及び建替 5人以上	新設 5人以上 増設及び建替 3人以上

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

条 例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月16日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第2号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特例期間中の給料の特例）

7 平成24年3月に支給されるべき市長及び副市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、市長にあつてはその額に10分の2、副市長にあつては10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年3月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第3号

亀岡市犯罪被害者等支援条例

（目的）

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、京都府その他の本市以外の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者及び市内において活動する事業者その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被

害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等の生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等への支援)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、別に定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

3 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供等を行うことができる。

4 市は、前3項に規定する支援を総合的に行うための窓口及び連絡会議を設置するものとする。

(広報及び啓発)

第7条 市は、学校、家庭及び地域社会におい

て、生命と人権を尊重するための活動を推進するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩への配慮の重要性その他の犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第8条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第4号

亀岡市立図書館条例の一部を改正する条例

亀岡市立図書館条例（昭和42年亀岡市条例

第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「協議会の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「協議会の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から亀岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

第5条第2項中「亀岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「教育委員会」に改める。

第7条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第5号

亀岡市循環型社会推進条例の一部
を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例(平成13年亀岡

市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(技術管理者の資格)

第14条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課

程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第25条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第6号

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例

亀岡市営住宅管理条例（平成9年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「老人、身体障害者」を「高齢者、障害者」に、「令第6条第1項」を「規則」に、「老人等」を「高齢者等」に改め、同条第3号中「明らかな者」を「明らか」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、入居の申込みをした者が前項に規定する条件を具備する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第6条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「前条第2号イ」を「前条第1項第2号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「老人等」を「高齢者等」に、「同条第2号」を「同項第2号」に改める。

第8条第3項中「老人、身体障害者」を「高齢者、障害者」に、「又は」を「、配偶者からの暴力を受けた被害者、亀岡市犯罪被害者等支援条例（平成24年亀岡市条例第3号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等又は」に改める。

第10条中第3項を削り、第4項を第3項と

し、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第17条第1項中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

第23条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第29条第1項中「第5条第2号」を「第5条第1項第2号」に改める。

第42条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第46条中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

第52条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第65条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第69条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(読替規定)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定の施行の日から同条の規定による改正後の公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における第5条第1項の規定の適用については、同項第2号ア中「その他の令」とあるのは「その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424

号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下この号において「旧政令」という。）」と、同号中「令」とあるのは「旧政令」とする。

「揭示済」

亀岡市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第7号

亀岡市水道事業の設置等に関する
条例等の一部を改正する条例

(亀岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 亀岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年亀岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第7条 水道事業において毎事業年度利益を生じた場合に前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の3分の1を減債積立金に、3分の1を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当

該各号の目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
- (3) 利益積立金 欠損金をうめる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第8条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次の各号に定める方法により処分するものとする。この場合、次の各号の順に処分するものとする。

- (1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法
- (2) 前号の方法により処分した後の額の2分の1を資本金に組み入れる方法

3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分が滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

（亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 亀岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和55年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（利益処分の方法及び積立金の取崩し）

第7条 下水道事業において毎事業年度利益を生じた場合に前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の3分の1を減債積立金に、3分の1を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
- (3) 利益積立金 欠損金をうめる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第8条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次の各号に定める方法により処分するものとする。この場合、次の各号の順に処分するものとする。

- (1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法

(2) 前号の方法により処分した後の額の2分の1を資本金に組み入れる方法

3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分が滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

（亀岡市簡易水道事業基金条例の一部改正）

第3条 亀岡市簡易水道事業基金条例（昭和39年亀岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「毎会計年度」を「当該年度の亀岡市簡易水道事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額及び毎会計年度における」に改める。

第4条中「亀岡市簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」を「予算」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第8号

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成14年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の2条を加える。

（利益処分の方法及び積立金の取崩し）

第10条 病院事業において毎事業年度利益を生じた場合に前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の3分の1を減債積立金に、3分の1を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

(3) 利益積立金 欠損金をうめる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

（資本剰余金）

第11条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次の各号に定める方法により処分するものとする。この場合、次の各号の順に処分するものとする。

(1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法

(2) 前号の方法により処分した後の額の2分の1を資本金に組み入れる方法

3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分が滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第9号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第1条 亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

（議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第2条 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年亀岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

（亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正）

第3条 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成21年亀岡市条例第34

号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第10号

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「午後10時」を「午後5時」に改め、同条第2項第1号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加える。

第4条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第13条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1中

「

夜間	昼間	昼夜間	全日
午後5時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 1,700	円 2,400	円 2,800	円 4,000
900	1,200	1,400	2,000
1,300	1,800	2,100	3,000
700	1,000	1,100	1,600
2,600	3,600	4,200	6,000

」

を

「

全日
午前9時～ 午後5時
円 2,400
1,200
1,800
1,000
3,600

」

に改める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第11号

亀岡市税条例の一部を改正する条
例

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39
号）の一部を次のように改正する。

第89条中「4,618円」を「5,262
円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」
を「2,495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を
「この項において」に、「」については」を
「」がある場合には、特例損失金額（同条第3
項に規定する災害関連支出がある場合には、第
3項に規定する申告書の提出の日の前日までに
支出したものに限り。以下この項及び次項にお
いて「損失対象金額」という。）について」に、
「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」
に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に
「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属す
る年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を
「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条
第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を
「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対
象金額」に、「この条において」を「この項に
おいて」に、「平成23年」を「当該親族資産
損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項

とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第
3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例）

第24条 平成26年度から平成35年度まで
の各年度分の個人の市民税に限り、均等割の
税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、
同項に規定する額に500円を加算した額と
する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号
に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定

平成25年1月1日

(2) 第89条の改正規定、附則第16条の2
第1項の改正規定及び附則第3条の規定

平成25年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払う
べき退職手当等（この条例による改正前の市
税条例第51条の2に規定する退職手当等を
いう。）に係るこの条例による改正前の市税
条例附則第9条第1項に規定する分離課税に
係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は
課すべきであった市たばこ税については、な
お従前の例による。

「揭示済」

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第12号

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 亀岡市コミュニティセンター
- (2) 亀岡市障害者福祉センター
- (3) 亀岡市中央老人福祉センター
- (4) 亀岡市働く女性の家
- (5) 亀岡市勤労青少年ホーム

第5条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

総合福祉センターを利用することができる者は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展のための事業を行う者
- (2) 障害者
- (3) 60歳以上の者
- (4) 勤労女性（市内に勤務先を有する女性を含む。）又は勤労者家庭の女性
- (5) 35歳未満の勤労青少年（市内に勤務先を有する青少年を含む。）

第6条第2項中「前項」を「前項各号」に改

める。

第8条第2号及び第18条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1中「コミュニティセンター」を「亀岡市コミュニティセンター」に、「身体障害者福祉センター」を「亀岡市障害者福祉センター」に、「中央老人福祉センター」を「亀岡市中央老人福祉センター」に、「働く女性の家」を「亀岡市働く女性の家」に、「勤労青少年ホーム」を「亀岡市勤労青少年ホーム」に改める。

別表第2中

「

区分	単位	金額
障害者生活支援センター	月	円 13,000
団体事務室	1月	39,000

」

を

「

区分	単位	金額
団体事務室	1月	39,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第13号

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

亀岡市子ども医療費助成条例（平成5年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「12歳」を「15歳」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第86条第1項に規定する保険医療機関等をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第14号

亀岡市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

亀岡市障害者施策推進協議会条例（昭和57年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、亀岡市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第3条第1項を次のように改める。

委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者及び障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 市及び関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第15号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号中「19,128円」を「21,552円」に改め、同条第2号中「27,336円」を「30,804円」に改め、同条第3号中「41,004円」を「46,200円」に改め、同条第4号中「54,672円」を「61,608円」に改め、同条第5号中「62,868円」を「73,920円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第6号中「73,800円」を「86,244円」に改め、同号ア中「2,000,000円未満」を「1,900,000円未満」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第7号中「87,468円」を「98,568円」に改め、同号ア中「2,000,000円以上」を「1,900,000円以上」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第9号イ」に改め、同条第8号中「101,136円」を「110,892円」に改め、同号イ中「(1)に

係る部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同条第9号中「109,344円」を「135,528円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者

123,216円

ア 前年の合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第10条第1項第2号中「生計困難なものとして」を削る。

第11条第1項中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（普通徴収の特例）

第11条の2 保険料の額の算定に用いる市町村住民税の課税非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（前年度において被保険者でなかったことにより保険料が課されていない者にあつては、第3条第4号に掲げる額）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収

する。

- 2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、すでに徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときは、その過納額を還付し、又は当該第1号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 第2条 この条例による改正後の亀岡市介護保険条例（以下「新条例」という。）第3条の規定並びに次条及び附則第4条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

- 第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、41,580円とする。

- 第4条 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第3条の規定にかかわらず、55,440円とする。

「揭示済」

亀岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第16号

亀岡市企業立地促進条例の一部を
改正する条例

亀岡市企業立地促進条例（平成17年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

- 第3条第1項中「すべて」を「の全て」に改め、同項第1号中「100,000,000円以上」を「50,000,000円以上」に改め、同項第2号中「10人以上」を「5人以上増加」に、「5人以上」を「3人以上」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において、改正前の条例第3条の規定に基づき指定された指定工場等に係る奨励金の措置については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第17号

亀岡市議会委員会条例の一部を改
正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条
例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条総務文教常任委員会の項第2号中「資
産活用プロジェクト」を「政策推進室」に改め、
同条産業建設常任委員会の項第1号中「経済
部」を「産業観光部」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行す
る。

「揭示済」

規 則

市民ホール使用規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

平成24年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第3号

市民ホール使用規則の一部を改正
する規則

市民ホール使用規則（平成2年亀岡市規則第
26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「次に掲げる日」を「1月1
日から1月4日まで及び12月28日から12
月31日」に改め、同項各号を削る。

第10条の見出し中「使用の」の次に「変更
及び」を加え、同条中「使用を」の次に「変更
又は」を加え、「市民ホール使用中申請書」
を「市民ホール使用変更及び中止申請書」に改
める。

第11条第9号中「汚損、き損又滅失」を
「汚損し、毀損し又は滅失」に改める。

第12条中「午後5時」を「午後5時15
分」に改める。

第13条各号を次のように改める。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日ま
で
- (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで
及び12月1日から12月31日まで
別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	品名	単位	使用料	備考
迫上舞台関係	迫上舞台	1式/日	円 3,000	
前方舞台関係	ステージ	1式/日	1,000	可動ステージ・水引バトン・客席フライダクト・巻取どん帳・吊物バトン2本
	舞台照明	1式/時	430	スポットライト・ボーダーライト・ホリゾン トライト
	スクリーン幕（ホリゾン ト幕）	1張/日	500	プロジェクター等の映 写用
音響関係	音響基本セット	1式/日	1,500	プリアンプ・パワーア ンプ・スピーカー等
	ダイナミックマイク	1本/日	200	有線マイク・最大4本
	ワイヤレスマイク	1本/日	1,000	最大2本
その他の設備	スライディングウォール	1枚/日	100	展示用パネルとして使 用の場合
	持込機器用電源	1kw/時	20	

備考

- 1 許可を受けて使用時間区分を延長して使用する場合は、舞台照明及び持込機器用電源の使用料の額は、使用時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。）につき、この表に定める使用料の額とする。
- 2 舞台照明及び持込機器用電源以外のこの表に定める使用料の額は、許可を受けて使用時間区分を延長して使用する場合においても、使用料の加算を行わないものとする。
- 3 この表に規定していないものの使用料については、別に定める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。
別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 (第10条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">市民ホール使用変更及び中止申請書</p>					
					年 月 日
(宛先) 亀岡市長					
住所					
申請者					
氏名 ㊟					
(電話)					
次のとおり許可のあった使用について、下記のとおり申請します。					
許可番号・月日	許可番号第 号 年 月 日付け				
区 分	変 更 ・ 中 止				
申 請 内 容					
理 由					
(変更及び中止により使用料の還付がある場合のみ以下を記入)					
次のとおり使用料の還付を請求します。					
請求金額 金 円也					
(ただし、上記使用料既納分として)					
還付金振込先	金融機関・支店名	・			
	預金の種類				
	口座番号				
	(フリガナ)				
	口座名義				
上記のとおり使用変更及び中止を許可し、使用料を還付してよろしいか。					
				日程表処理	受付年月日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の市民ホール使用規則の規定によりなされた使用許可は、この規則による改正後の市民ホール使用規則の規定によりなされた使用許可とみなす。この場合において、平成24年4月1日以後に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

(亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部改正)

- 3 亀岡市総合福祉センター条例施行規則（平成18年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第22条各号を次のように改める。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日まで

- (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで
(亀岡市厚生会館条例施行規則の一部改正)

- 4 亀岡市厚生会館条例施行規則（平成18年亀岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第16条各号を次のように改める。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日まで

- (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで
(ふれあいプラザ条例施行規則の一部改正)

- 5 ふれあいプラザ条例施行規則（平成18年亀岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第15条各号を次のように改める。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日まで

- (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで
(ガレリアかめおか条例施行規則の一部改正)

- 6 ガレリアかめおか条例施行規則（平成18年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第17条各号を次のように改める。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日まで

- (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで
別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡会館条例施行規則の一部改正)

- 7 亀岡会館条例施行規則（平成18年亀岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。
第15条各号を次のように改める。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日まで

- (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで
別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

「掲示済」

亀岡市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第4号

亀岡市公印規則の一部を改正する規則

亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第2項中「き損等」を「毀損等」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

別表中「れい書」を「隷書」に、「かい書」を「楷書」に改め、同表3の項中「、国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証」を削り、同表中31の項を32の項とし、4の項から30の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4	亀岡市印	1	7	隷書	国民健康保険被保険者証	保険医療課長	1
---	------	---	---	----	-------------	--------	---

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第5号

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成24年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第15条第4項中「翌年3月31日までとする」を「翌年7月31日までとし、毎年更新するものとする」に改める。

別記第1号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第7号様式、別記第9号様式、別記第9号様式の2、別記第10号様式、別記第11号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（読替規定）

2 この規則の施行の日から平成24年7月1日までの間は、この規則による改正後の亀岡市老人医療費支給条例施行規則第9条及び第15条第4項中「8月1日」とあるのは「4月1日」と、「翌年」とあるのは「同年」と読み替えるものとする。

「揭示済」

亀岡市保育所保育料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第6号

亀岡市保育所保育料徴収規則の一部を改正する規則

亀岡市保育所保育料徴収規則（昭和62年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条第4号及び第4号の2」を「第51条第4号及び第5号」に改める。

附則第2項を削る。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 徴収基準額表（平常保育用）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）	円 0	円 0	円 0	
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	2,000	1,300	1,300
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	8,500	5,900	5,900
C2		所得割の額が10,000円未満	10,200	8,200	8,200
C3		所得割の額が10,000円以上	11,800	9,700	9,700
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,500円未満	14,600	10,600	10,600
D2		1,500円以上～4,500円未満	16,100	12,600	12,600
D3		4,500円以上～8,500円未満	18,900	15,600	15,600
D4		8,500円以上～25,000円未満	24,300	21,300	20,500
D5		25,000円以上～40,000円未満	27,000	24,400	23,400
D6		40,000円以上～55,000円未満	33,000	28,900	23,800
D7		55,000円以上～70,000円未満	40,000	29,400	24,200
D8		70,000円以上～85,000円未満	44,000	29,800	24,300
D9		85,000円以上～103,000円未満	46,500	29,900	24,400
D10		103,000円以上～413,000円未満	49,500	30,100	24,600
D11		413,000円以上～734,000円未満	51,000	30,200	24,700
D12		734,000円以上	67,300	40,400	32,800

備考

- 1 この表及び2の表においてC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1～C3階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 この表及び2の表においてD1～D12階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項

- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

- 3 この表及び2の表において3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育所へ入所した当該年度4月初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

- 4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している場合は、第2欄に掲げる額をその児童の徴収額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収基準額表に定める額
イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収基準額表に定める額 × 0.5
ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。	

- 5 第1項及び第2項の規定による所得税の計算については、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算するものとする。

2 徴収基準額表（延長保育用）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む。）	円 0	円 0	円 0	
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	2,500	1,800	1,800
C1		均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	10,300	7,100	7,100
C2		所得割の額が10,000円未満	12,000	9,500	9,500
C3		所得割の額が10,000円以上	13,800	11,100	11,100
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1,500円未満	16,800	12,200	12,200
D2		1,500円以上～4,500円未満	18,700	14,600	14,600
D3		4,500円以上～8,500円未満	22,100	18,000	18,000
D4		8,500円以上～25,000円未満	28,800	23,800	23,000
D5		25,000円以上～40,000円未満	32,500	27,000	26,000
D6		40,000円以上～55,000円未満	38,500	31,500	26,400
D7		55,000円以上～70,000円未満	45,500	32,000	26,800
D8		70,000円以上～85,000円未満	49,500	32,400	26,900
D9		85,000円以上～103,000円未満	52,000	32,500	27,000
D10		103,000円以上～413,000円未満	55,000	32,700	27,200
D11		413,000円以上～734,000円未満	56,500	32,800	27,300
D12		734,000円以上	72,800	43,000	35,400

別記第1号様式及び別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第7号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

一般的な資格又は知識 経験等を要する嘱託業 務を行う職	7,200円（991円）～ 7,450円（1,022円）	124,600円（4,295円）～ 128,500円（4,430円）
-----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------

」

を

「

一般的な資格又は知識 経験等を要する嘱託業 務を行う職	7,300円（1,007円）～ 7,450円（1,022円）	126,600円（4,363円）～ 128,500円（4,430円）
-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------

」

に、

「

特定の専門資格及び知 識経験を要する嘱託業 務を行う職	9,050円（1,242円）～ 9,200円（1,265円）	156,200円（5,384円）～ 159,000円（5,482円）
-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------

」

を

「

特定の専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	9,200円 (1,265円)	159,000円 (5,482円)
---------------------------	-----------------	-------------------

」

に、

「

特に高度な専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	10,150円 (1,393円)	175,100円 (6,037円)
-----------------------------	------------------	-------------------

」

を

「

特に高度な専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	12,550円 (1,725円)	216,700円 (7,472円)
-----------------------------	------------------	-------------------

」

に、

「

専門の資格を要する主任に相当する嘱託業務を行う職	13,050円 (1,794円)	225,500円 (7,774円)
--------------------------	------------------	-------------------

」

を

「

専門の資格を要する主任に相当する嘱託業務を行う職	13,050円 (1,794円)	225,500円 (7,774円)
再任用職員3級に相当する嘱託業務を行う職	14,000円 (1,925円)	241,900円 (8,341円)

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

東日本大震災による被災者救援等のための市民ホール使用料の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月15日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第8号

東日本大震災による被災者救援等のための市民ホール使用料の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災による被災者救援等のための市民ホール使用料の特例に関する規則（平成23年亀岡市規則第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月15日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第9号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和35年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

「		「
	58	57
	58	58
	58	58
	58	58
	59	58
	59	58
	59	59
	59	59
	60	59
	60	59
	60	59
	60	60
	61	60
」		」

を

に改める。

別表第6中

「		「
	112	113
	116	118
	120	123
	124	125
」		」

を

に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第10号

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条第1号中「ねたきりの者」を「寝たきりの者」に改める。

別記第1号様式中「ねたきりの者」を「寝たきりの者」に改める。

別記第5号様式中「やぶれた」を「破れた」に、「よごれた」を「汚れた」に改める。

別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第15条関係）

表

第 号

福祉医療費の一部負担金限度額適用認定証							老
負担者番号							
公費負担医療の 受給者番号							
受 給 者	住 所	京都府亀岡市					
	(フリガナ)					性別	
	氏 名						
	生年月日		年	月	日		
適用区分							
有効期間			年	月	日から		
			年	月	日まで		
発行機関名 及び印		京都府 亀 岡 市 長					
交付年月日			年	月	日		

- ※ この証は、京都府外では使用できません。
- ※ 入院時一部負担限度額は、医療機関ごとに1月につき区分Ⅰは15,000円、区分Ⅱは24,600円です。
- ※ 外来時一部負担限度額は、医療機関等ごとに1月につき区分Ⅰ、区分Ⅱとも8,000円です。

裏

注意事項

- 1 この証によって、療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1月につき、表面に記載した額を限度とします。
- 2 療養を受けるときは、「被保険者証（又は組合員証）」及び「福祉医療費受給者証」に添えて、この証をその窓口で渡してください。
- 3 次の事項に該当する場合は、直ちにこの証を亀岡市に返してください。
 - (1) 老人医療費を受けることができなくなったとき。
 - (2) 限度額適用認定の条件に該当しなくなったとき。
 - (3) 有効期間を経過したとき。
- 4 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、亀岡市に届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として罰せられることがあります。
- 6 個室専用料等、医療保険の給付対象とならないものには適用されません。
- 7 この証は、京都府外では使用できません。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第11号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長直轄組織並びに」を「政策推進室（以下「室」という。）及び」に改め、同条第3項中「部」を「室及び部」に改める。

第3条第1項中「市長直轄組織に理事」を「室に室長」に改め、同条第2項中「部」を「室及び部」に改め、「市長直轄組織及び」を削る。

第4条第2項中「担当部長」を「担当室長又は担当部長」に改め、同条第3項を削る。

第5条第1項中「部長」を「室長及び部長」に改める。

第6条中「部」を「室及び部」に改める。

第7条中「市長直轄組織及び」を削る。

第8条第1項中「各部」を「室、各部」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

室及び部	課	係
政策推進室	政策推進課	
	安全安心まちづくり課	安全安心係 セーフコミュニティ係
企画管理部	夢ビジョン推進課	ビジョン推進係 行政改革係
	秘書広報課	秘書係 広報広聴係
	人事課	能力開発係 人事係 給与係
	契約検査課	
生涯学習部	市民協働課	市民活動推進係 文化・国際交流係 地球環境子ども村係
	人権啓発課	啓発振興係 男女共同参画推進係
総務部	総務課	総務係 行政係 文書管理係 情報化推進係
	自治防災課	自治振興係 防災・危機管理係 消防係
	財政課	財務係 予算係
	税務課	諸税係 市民税係 土地係 家屋係 収納係
環境市民部	環境政策課	環境総務係 環境保全係 生活窓口係
	環境クリーン推進課	計画係 施設管理係 埋立施設係 若宮管理係
	市民課	市民相談係 受付係 戸籍係
	保険医療課	高齢者医療係 国保給付係 国保料係 年金係
健康福祉部	こども福祉課	福祉総務係 子育て支援係 保育係
	社会福祉課	地域福祉係 保護第1係 保護第2係
	障害福祉課	障害庶務係 障害者医療係 障害者給付係 地域生活支援係
	高齢福祉課	介護保険係 介護認定係 いきいき支援係 高齢者係
	健康増進課	保健庶務係 健康診査係 保健衛生係 母子健康係
産業観光部	農林振興課	営農推進係 担い手支援係 食農交流係 林務係
	国営事業推進課	土地改良係 国営事業係
	ものづくり産業課	ものづくり支援係 商工係
	観光戦略課	
まちづくり推進部	都市計画課	計画係 景観係 開発指導係
	都市整備課	公園緑地係 区画整理係
	桂川・道路整備課	広域事業係 整備係
	土木管理課	管理第1係 管理第2係
	建築住宅課	住宅係 建築係

別表第2（第2条関係）

室及び部	課
政策推進室	政策推進課
企画管理部	夢ビジョン推進課
生涯学習部	市民協働課
総務部	総務課
環境市民部	環境政策課
健康福祉部	こども福祉課
産業観光部	農林振興課
まちづくり推進部	都市計画課

別表第3（第7条関係）

室及び部	課	分掌事務
政策推進室	政策推進課	J R 駅舎に関すること。 J R 千代川駅関連の整備に関すること。 山陰本線に関すること。 北陸新幹線に関すること。 地域交通輸送計画に関すること。 その他公共交通政策（別に定めるものを除く。）に関すること。 特命事項の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。 市有財産の総合的土地活用政策に関すること。 市の総務担当課事務に関すること。
	安全安心まちづくり課	セーフコミュニティの推進に関すること。 防犯及び暴力追放に関すること。 交通安全対策（施設の維持管理を除く。）に関すること。 交通安全対策会議に関すること。
企画管理部	夢ビジョン推進課	総合計画の策定に関すること。 その他総合計画推進に係る総合調整及び進行政管理に関すること。 夢ビジョンシンボルプロジェクトの推進に関すること。 市政の重要施策の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。 市政運営に必要な情報の収集に関すること。 重要な国・府に関する陳情及び要望に関すること。 市政の基本政策に係る事業推進の調整に関すること。 行政機構に関すること。 最高幹部会、部長会議、政策企画会議及び総務担当課長会議に関すること。 行政改革に関すること。 地方分権に関すること。 事務能率に関すること。 主要事業の進行政管理に関すること。 国土利用計画市計画の策定に関すること。 京都市中地区広域市町村圏協議会との連絡調整に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。

秘書広報課	市長及び副市長の秘書に関すること。 儀式及び交際に関すること。 市長会及び副市長会に関すること。 褒章及び表彰に関すること。 市長軍の進行政管理に関すること。 他の主管に属さない外部団体との連絡及び調整に関すること。 広報及び広聴施策の総合企画及び調整に関すること。 市政の普及宣伝に関すること。 報道機関との連絡に関すること。 市民の世論及び広聴に関すること。 市政に係る陳情及び要望の総括に関すること。 市出版物の総合調整に関すること。 市広報紙、市勢要覧及びおしらせの編集発行に関すること。
人事課	職員の任免及び選考に関すること。 職員の定数及び配置に関すること。 職員の進退、賞罰及び服務に関すること。 職員の給与その他勤務条件に関すること。 職員の考課に関すること。 職員の能力開発に関すること。 職員の保健及び衛生管理に関すること。 職員の福利厚生に関すること。 職員互助会及び共済組合に関すること。 被服貸与に関すること。 職員団体にに関すること。 他の部局の任命権者との連絡調整に関すること。 その他人事に関すること。
契約検査課	入札参加業者の資格審査及び選定の調整に関すること。 指名委員会に関すること。 物品購入調整委員会に関すること。 入札及び契約事務の総括に関すること。 主要事業の進行政管理に関すること。 主要事業の検査及び指導に関すること。 土木及び建築工事の検査（別に定めるものを除く。）に関すること。 複数の建設工事担当課に係る事務に関すること。 事業の再評価に関すること。 建設工事事故調査委員会に関すること。

<p>総務部</p>	<p>総務課</p>	<p>条例、規則及びその他例規の制定改廃及び公布に関すること。 市議会、監査委員及び教育委員会との連絡に関すること。 市例規の編さん、整理及び保存に関すること。 事務引継に関すること。 訴訟及び不服申立て（法令等に定めるものを除く。）に関すること。 行政区域に関すること。 市長の資産等の公開に関すること。 政治倫理に関すること（議員の政治倫理に係る調査請求に関することを除く。） 情報公開に関すること。 個人情報保護に関すること。 選挙管理委員会に関すること。 庁舎及びその附帯設備の維持管理に関すること。 庁舎の取締り及び警備に関すること。 当直に関すること。 電話及び庁内放送の運用管理に関すること。 庁内の受付案内及び市民サービスに関すること。 文書の收受及び発送に関すること。 文書の整理及び保存に関すること。 公用文の取扱い改善に関すること。 情報化推進に関すること。 行政情報システムの導入及び総合調整に関すること。 電算室及び電算機器等の管理運用に関すること。 情報セキュリティ対策に関すること。 公告式に関すること。 公印の保管に関すること。 基幹統計その他各種統計に関すること。 市公報の発行に関すること。 浄書及び印刷に関すること。 他の部及び課の主管に属さない事務に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>
	<p>自治防災課</p>	<p>コミュニティ推進に関すること。 自治会及び自治委員に関すること。 財産区に関すること。 地縁団体の法人格取得に関すること。 自衛隊に関すること。 危機管理に関すること。</p>

<p>生涯学習部</p>	<p>市民協働課</p>	<p>生涯学習に係る総合企画及び調整に関すること。 生涯学習に係る調査及び研究に関すること。 生涯学習推進審議会に関すること。 市民協働及び市民活動に係る総合調整及び推進に関すること。 芸術文化の企画及び総括に関すること。 市民憲章及び市歌の普及に関すること。 国際親善に関すること。 国内交流に関すること。 ガレリアかめおかに関すること。 亀岡会館に関すること。 交流会館に関すること。 生涯学習かめおか財団との連絡調整に関すること。 文化団体等との連絡調整に関すること。 大学等連携の総合調整に関すること。 地球環境子ども村に係る総合企画及び調整に関すること。 地球環境子ども村に係る市民活動の推進に関すること。 地球環境子ども村に係る事業推進に関すること。 環境学習施設に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>
	<p>人権啓発課</p>	<p>人権施策に係る総合企画及び調整に関すること。 人権問題の調査研究に関すること。 人権擁護委員に関すること。 人権啓発活動の推進に関すること。 人権相談に関すること。 人権啓発資料の収集、作成及び活用に関すること。 他の部及び課に属さない人権問題に関すること。 地域振興（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。 文化センター及び児童館に関すること。 隣保事業の届出に関すること。 市管篠共同浴場に関すること。 住宅新築資金等貸付事業管理組合との連絡調整に関すること。 男女共同参画社会実現に係る総合企画及び調整に関すること。 男女共同参画に係る調査研究及び情報の収集に関すること。 男女共同参画に係る啓発及び施策の推進に関すること。 その他男女共同参画に関すること。</p>

<p>災害対策(事業を除く。)及び防災会議に関すること。 地域防災計画の立案に関すること。 地域防災無線の運用及び管理に関すること。 国民保護に関すること。 消防団の組織及び定員に関すること。 消防団員の人事、給与及び教養訓練に関すること。 消防団機械器具の整備保全に関すること。 消防地水利に関すること。 その他非常備消防及び水防に関すること。 京都市中野区消防組合との連絡調整に関すること。</p>	<p>市税等の督促に関すること。 市税等の過誤納金の還付に関すること。 市税等の徴収委託又は受託に関すること。 市税等の不納欠損処分に関すること。 市税の口座振替に関すること。 市税等に係る訴訟及び不服申立てに関すること。 京都府地方税機構との連絡調整に関すること。</p>
<p>財政課</p> <p>財政計画に関すること。 予算の編成に関すること。 予算の執行計画の調整に関すること。 予算の執行管理に関すること。 地方交付税に関すること。 財政状況の公表に関すること。 財政外収入の調達に関すること。 市債及び借入金に関すること。 公債費の償還に関すること。 基金管理に関すること。 土地開発公社との連絡調整に関すること。 住宅公社との連絡調整に関すること。 ふるさと力向上寄附金に関すること。 その他予算に関すること。</p>	<p>環境市民部</p> <p>環境政策に係る総合企画、調整及び指導に関すること。 地球温暖化対策に関すること。 新エネルギーに関すること。 亀岡市環境審議会に関すること。 大気汚染並びに水質汚濁、騒音、振動及び悪臭その他の公害の防止対策の企画、調整及び指導に関すること。 公害防止思想の啓蒙及び普及に関すること。 公害に関する要望等の受付及び連絡調整(各部課等との連絡調整を含む。)に関すること。 環境美化(他の部課等の所屬に関するものを除く。)の推進に関すること。 不法投棄対策に関すること。 自然環境保全(他の部課等の所屬に関するものを除く。)に関すること。 土砂埋立て等の規制に関すること。 浄化槽に関すること。 墓地及び火葬場に関すること。 一般廃棄物に係る市民窓口に関すること。 下矢田みどりの郷広場に関すること。 狂犬病予防及び動物の飼養管理等に関すること。 ねずみ族及び昆虫等の駆除に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>
<p>税務課</p> <p>市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、特別土地保有税(以下この項において「市税」という。)の賦課並びに調達に関すること。 府民税に関すること。 市税に係る課税台帳及び関係資料の整理保管に関すること。 市税に係る調査並びに減免に関すること。 市税に係る統計に関すること。 市税に係る証明及び閲覧に関すること。 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること。 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 市税、市税の督促手数料及び延滞金(以下「市税等」という。)の収納に関すること。</p>	<p>環境クリーン推進課</p> <p>一般廃棄物の処理及び計画に関すること。 一般廃棄物の収集運搬に関すること。 一般廃棄物の処理等に係る統計資料に関すること。 一般廃棄物(ごみ)の受付に関すること。 ごみの減量及び資源化に関すること。 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関すること。 亀岡市循環型社会推進審議会に関すること。 資源循環型社会の推進に関すること。 環境事業公社との連絡調整に関すること。</p>

<p>一般廃棄物処理施設の維持管理及び技術的管理に関すること。 一般廃棄物処理施設の施設整備に関すること。 一般廃棄物（ごみ）の埋立処分に関すること。 一般廃棄物処理に係る特殊車両の運転及び保守管理に関すること。 最終処分場の維持管理に関すること。 粗大ごみ及び資源ごみ等の保管に関すること。 持込み一般廃棄物等の受付、指導及び監視に関すること。 労働安全衛生に関すること。 し尿くみとり料金の調定、徴収及び滞納整理に関すること。 し尿くみとり申込みの手続に関すること。 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。 その他一般廃棄物に関すること。（他の部課等の所屬に関するものを除く。）</p>	<p>市民課</p> <p>市民相談に関すること。 行政相談委員に関すること。 消費者行政に関すること。 住民基本台帳法に関すること。 印鑑の登録に関すること。 住民異動に関する届出の受付及び転出証明書の交付に関すること。 住居表示の実施に関すること。 住民票の写し等の自動交付機の管理に関すること。 自動車の臨時運行許可申請に関すること。 人口統計に関すること。 さくらカード及びつつじカードの交付に関すること。 電子証明書発行に関すること。 その他諸証明に関すること。 戸籍法に関すること。 外国人登録法に関すること。 民事及び刑事処分の通知及び管理に関すること。 人口動態に関すること。 埋火葬許可及び火葬場使用許可に関すること。 相統開始報告に関すること。 後期高齢者医療被保険者の資格得喪に関すること。 後期高齢者医療被保険料の徴収及び滞納処分に関すること。</p>	<p>保険給付及び葬祭費等の支給申請の受付に関すること。 高齢者医療に関すること。 京都府後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。 その他後期高齢者医療に関すること。 国民健康保険の給付及び保健事業に関すること。 出産育児一時金及び葬祭費の交付に関すること。 医療費支払資金の貸付けに関すること。 療養給付費交付金、財政調整交付金及び前期高齢者交付金に関すること。 高額介護合算療養費等に関すること。 高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業等に関すること。 特定健診・特定保健事業に関すること。 後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金に関すること。 国民健康保険事業の運営計画に関すること。 国民健康保険運営協議会に関すること。 国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること。 国民健康保険料の調定賦課及び減免に関すること。 国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 その他国民健康保険に関すること。 国民年金被保険者の資格等に関すること。 国民年金保険料の免除及び学生納付特例の申請に関すること。 福祉年金に関すること。 基礎年金に関すること。 国民年金の相談に関すること。 在日外国人特別給付金に関すること。 特別障害給付金に関すること。 その他国民年金に関すること。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>こども福祉課</p> <p>保健及び福祉に係る総合企画及び調整に関すること。 いきいきかめおかっこ未来プランに関すること。 福祉事務所の必要な調整に関すること。 社会福祉統計に関すること。 総合福祉センターに関すること。 厚生会館に関すること。 ふれあいプラザに関すること。 福祉関係諸団体（別に定めるものを除く。）との連絡調整に関すること。</p>
<p>保険医療課</p>			

<p>障害福祉課</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に関すること。 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に関すること。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）における障害者福祉に関すること。 障害者福祉に関すること。 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に関すること。 特別障害者手当及び特別児童扶養手当等に関すること。 障害児福祉に関すること。 こども発達支援事業に関すること。 障害者（児）の計画に関すること。 自立支援医療に関すること。 福祉医療（母子医療を除く。）に関すること。 難病患者等の在宅福祉に関すること。 障害者相談支援事業に関すること。 障害者介護給付費等の審査会に関すること。 障害者団体との連絡調整に関すること。 障害者に係る成年後見制度に関すること。</p>
<p>高齢福祉課</p>	<p>介護保険事業計画に関すること。 介護保険の給付に関すること。 介護保険被保険者の資格得喪に関すること。 介護保険料の調定賦課及び減免に関すること。 介護保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 介護保険施設に係る関係機関との調整に関すること。 地域密着型サービスに関すること。 申請書の受付に関すること。 対象者の調査、調査委託及び相談業務に関すること。 かかりつけ医師の意見書に関すること。 介護認定審査会の運営に関すること。 介護予防事業に関すること。 地域包括支援センターに関すること。 その他介護保険に関すること。 高齢者福祉計画に関すること。 老人福祉施設等の管理運営に関すること。 敬老事業に関すること。 シルバー人材事業に関すること。</p>

<p>社会福祉課</p>	<p>福祉有償運送運営協議会に関すること。 青少年の健全育成に関すること。 青少年問題協議会に関すること。 要保護児童対策地域協議会に関すること。 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（別に定めるものを除く。）に関すること。 子ども手当及び児童扶養手当に関すること。 助産施設の入所に関すること。 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関すること。 家庭児童相談室に関すること。 こども医療に関すること。 母子医療に関すること。 保育の方針及び計画に関すること。 保育所施設の整備及び管理に関すること。 保育所の運営指導及び連絡調整に関すること。 保育所の入退所に関すること。 保育料の調定及び徴収に関すること。 その他保育に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>
<p>民生委員・児童委員及び主任児童委員に関すること。 地域福祉計画に関すること。 社会福祉協議会に関すること。 災害時要配慮者支援事業の推進に関すること。 生活保護の決定及び実施に関すること。 自殺予防対策に関すること。 社会を明るくする運動に関すること。 社会福祉関係の各種募金に関すること。 勤労者福祉に関すること。 海外引揚者及び留守家族の援護に関すること。 戦没者の慰霊に関すること。 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること。 災害弔意金の支給に関すること。 交通遺児の支援に関すること。 くらしの資金に関すること。 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 ホームレスに関すること。 社会福祉事業基金に関すること。 保護司会に関すること。</p>	

<p>高齢者の総合相談に関すること。 老人クラブの指導育成に関すること。 高齢者の生きがいづくりに関すること。 高齢者の自立生活支援事業に関すること。 家族介護者支援事業に関すること。 介護老人ホーム入所措置費及び費用徴収に関すること。 高齢者団体との連絡調整に関すること。 高齢者に係る成年後見制度に関すること。 保健衛生についての計画、調査及び統計に関すること。 保健センターの管理運営に関すること。 休日急病診療所に関すること。 献血の推進に関すること。 生涯健康管理システムに関すること。 健康づくり事業に関すること。 国民健康保険南丹病院組合との連絡調整に関すること。 地域医療連携の推進に関すること。 地域医療情報センターに関すること。 医療機関及び環境衛生諸団体との連絡調整に関すること。 各種防疫（ねずみ族及び昆虫等の駆除を除く。）に関すること。 かめおか健康プラン21に関すること。 感染症に関すること。 母子及び成人保健事業に関すること。 特定保健指導に関すること。 応急救護及び保健指導に関すること。 衛生思想の普及向上及び公衆衛生の改善指導に関すること。 結核予防に関すること。 発達相談に関すること。 妊産婦及び新生児訪問に関すること。 母子健康手帳の交付に関すること。 予防接種に関すること。 農業経営改善対策に関すること。 農用地利用増進事業等に関すること。 農村の活性化に関すること。 「食農」学習の促進に関すること。 都市と農村との交流に関すること。 農産物等の地産地消の促進に関すること。</p>	<p>健康増進課</p>	<p>農業振興地域整備計画に関すること。 総合農政計画審議会に関すること。 農業委員会に関すること（農地に関するものを除く）。 担い手育成支援に関すること。 米の生産調整推進対策に関すること。 農業関係制度資金に関すること。 水産、畜産、野菜及び特産物の育成に関すること。 病虫害防除に関すること。 食肉センター・土づくりセンター・農業公園に関すること。 農業公社との連絡調整に関すること。 農業関係諸団体等との連絡調整に関すること。 森林（公有林を含む。）経営の改善に関すること。 森林団体との連絡協調に関すること。 荒廃林地復旧及び林業施設整備に関すること。 森林開発行為の協議に関すること。 林産物の生産指導及び加工に関すること。 有害鳥獣対策に関すること。 害虫駆除等のための他人の土地への立入許可に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>	<p>国営事業推進課</p>	<p>産業振興計画に関すること。 商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 中小企業対策に関すること。 企業誘致に関すること。 工業団地の調査及び計画に関すること。 商工金融支援に関すること。 商店街の振興に関すること。 特産品開発及び地域ブランドの確立に関すること。 産官学・農商工連携に関すること。 鉱業権に関すること。 エネルギー対策に関すること。</p>	<p>ものづくり産業課</p>
<p>産業振興計画に関すること。 総合農政計画審議会に関すること。 農業委員会に関すること（農地に関するものを除く）。 担い手育成支援に関すること。 米の生産調整推進対策に関すること。 農業関係制度資金に関すること。 水産、畜産、野菜及び特産物の育成に関すること。 病虫害防除に関すること。 食肉センター・土づくりセンター・農業公園に関すること。 農業公社との連絡調整に関すること。 農業関係諸団体等との連絡調整に関すること。 森林（公有林を含む。）経営の改善に関すること。 森林団体との連絡協調に関すること。 荒廃林地復旧及び林業施設整備に関すること。 森林開発行為の協議に関すること。 林産物の生産指導及び加工に関すること。 有害鳥獣対策に関すること。 害虫駆除等のための他人の土地への立入許可に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>	<p>産業振興計画に関すること。 商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 中小企業対策に関すること。 企業誘致に関すること。 工業団地の調査及び計画に関すること。 商工金融支援に関すること。 商店街の振興に関すること。 特産品開発及び地域ブランドの確立に関すること。 産官学・農商工連携に関すること。 鉱業権に関すること。 エネルギー対策に関すること。</p>	<p>産業振興計画に関すること。 商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 中小企業対策に関すること。 企業誘致に関すること。 工業団地の調査及び計画に関すること。 商工金融支援に関すること。 商店街の振興に関すること。 特産品開発及び地域ブランドの確立に関すること。 産官学・農商工連携に関すること。 鉱業権に関すること。 エネルギー対策に関すること。</p>	<p>産業振興計画に関すること。 商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 中小企業対策に関すること。 企業誘致に関すること。 工業団地の調査及び計画に関すること。 商工金融支援に関すること。 商店街の振興に関すること。 特産品開発及び地域ブランドの確立に関すること。 産官学・農商工連携に関すること。 鉱業権に関すること。 エネルギー対策に関すること。</p>	<p>産業振興計画に関すること。 商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 中小企業対策に関すること。 企業誘致に関すること。 工業団地の調査及び計画に関すること。 商工金融支援に関すること。 商店街の振興に関すること。 特産品開発及び地域ブランドの確立に関すること。 産官学・農商工連携に関すること。 鉱業権に関すること。 エネルギー対策に関すること。</p>	<p>産業振興計画に関すること。 商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 中小企業対策に関すること。 企業誘致に関すること。 工業団地の調査及び計画に関すること。 商工金融支援に関すること。 商店街の振興に関すること。 特産品開発及び地域ブランドの確立に関すること。 産官学・農商工連携に関すること。 鉱業権に関すること。 エネルギー対策に関すること。</p>

	<p>労働政策（勤労者福祉に関するものを除く。）に関する こと。 その他ものづくり産業の振興に関すること。</p>	<p>労働政策（勤労者福祉に関するものを除く。）に関する こと。 その他ものづくり産業の振興に関すること。</p>
<p>観光戦略課</p>	<p>観光振興の企画及び調整に関すること。 観光関連団体との連携及び指導育成に関すること。 観光交流の促進に関すること。 観光「亀岡」のPRに関すること。 観光施設の整備及び管理に関すること。 観光資源の発掘及び整備支援に関すること。 広域観光の推進に関すること。 観光輸送サービスの向上に関すること。 風致維持に関すること。 その他観光振興に関すること。</p>	<p>観光振興の企画及び調整に関すること。 観光関連団体との連携及び指導育成に関すること。 観光交流の促進に関すること。 観光「亀岡」のPRに関すること。 観光施設の整備及び管理に関すること。 観光資源の発掘及び整備支援に関すること。 広域観光の推進に関すること。 観光輸送サービスの向上に関すること。 風致維持に関すること。 その他観光振興に関すること。</p>
<p>まちづくり推進部</p>	<p>都市計画課</p> <p>国土利用計画法（市計画を除く。）施行に関すること。 公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。 都市計画の企画、決定、変更及び調整に関すること。 市及び特許事業者が行う都市計画事業等の認可に関すること。 都市計画審議会に関すること。 景観政策に係る企画調整及び指導に関すること。 住居表示（別に定めるものを除く。）に関すること。 都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関すること。 その他都市計画に関すること。 開発行為の指導に関すること。 開発行為に伴う関係部課等との連絡調整に関すること。 優良宅地及び優良住宅認定事務の取扱いに関すること。 建築行為の指導に関すること。 土地区画整理事業の施行地区内における建築の許可等に関すること。 京都府屋外広告物条例に関すること。 生産緑地に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>	<p>国土利用計画法（市計画を除く。）施行に関すること。 公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。 都市計画の企画、決定、変更及び調整に関すること。 市及び特許事業者が行う都市計画事業等の認可に関すること。 都市計画審議会に関すること。 景観政策に係る企画調整及び指導に関すること。 住居表示（別に定めるものを除く。）に関すること。 都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関すること。 その他都市計画に関すること。 開発行為の指導に関すること。 開発行為に伴う関係部課等との連絡調整に関すること。 優良宅地及び優良住宅認定事務の取扱いに関すること。 建築行為の指導に関すること。 土地区画整理事業の施行地区内における建築の許可等に関すること。 京都府屋外広告物条例に関すること。 生産緑地に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>
<p>桂川・道路整備課</p>	<p>都市緑花協会との連絡調整に関すること。 土地区画整理事業に関すること。 市街地再開発事業に関すること。 京都縦貫自動車道並びに国道及び府道の整備促進に関すること。 桂川治水対策事業の促進に関すること。 府管理河川の整備促進に関すること。 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業に関すること。 桂川及び幹線道路に係る国及び府事業の連絡調整に関すること。 街路事業に関すること。 都市計画駐車場整備に関すること。 道路新設改良事業の調査、設計及び施工に関すること。 河川改修事業の調査、設計及び施工に関すること。</p>	<p>都市緑花協会との連絡調整に関すること。 土地区画整理事業に関すること。 市街地再開発事業に関すること。 京都縦貫自動車道並びに国道及び府道の整備促進に関すること。 桂川治水対策事業の促進に関すること。 府管理河川の整備促進に関すること。 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業に関すること。 桂川及び幹線道路に係る国及び府事業の連絡調整に関すること。 街路事業に関すること。 都市計画駐車場整備に関すること。 道路新設改良事業の調査、設計及び施工に関すること。 河川改修事業の調査、設計及び施工に関すること。</p>
<p>土木管理課</p>	<p>道路及び河川の維持管理に関すること。 道路、河川及び排水路の修繕工事に関すること。 法定外公共物（農林施設を除く。）の機能・維持管理に関すること。 公共土木施設災害復旧事業に関すること。 市道の認定、廃止及び変更に関すること。 市道及び河川の占用に関すること。 市道及び河川の境界確定に関すること。 道路及び河川台帳の整備に関すること。 道路及び河川愛護の啓発に関すること。 認定外道路整備・認定外道路交通安全施設整備事業の補助金に関すること。 交通安全対策施設に関すること。 公衆街路灯に関すること。 駐輪対策に関すること。 路外駐車場の設置・管理に係る届出受理等に関すること。 その他市の行う土木事業に関すること。</p>	<p>道路及び河川の維持管理に関すること。 道路、河川及び排水路の修繕工事に関すること。 法定外公共物（農林施設を除く。）の機能・維持管理に関すること。 公共土木施設災害復旧事業に関すること。 市道の認定、廃止及び変更に関すること。 市道及び河川の占用に関すること。 市道及び河川の境界確定に関すること。 道路及び河川台帳の整備に関すること。 道路及び河川愛護の啓発に関すること。 認定外道路整備・認定外道路交通安全施設整備事業の補助金に関すること。 交通安全対策施設に関すること。 公衆街路灯に関すること。 駐輪対策に関すること。 路外駐車場の設置・管理に係る届出受理等に関すること。 その他市の行う土木事業に関すること。</p>
<p>建築住宅課</p>	<p>市営住宅の管理及び処分に関すること。 市営住宅の計画及び建設に関すること。 木造住宅耐震化促進事業に関すること。 住宅改良資金及び住宅建設資金の取扱業務に関すること。 優良賃貸住宅の供給計画に関すること。 その他市有建造物及びその附属施設の調査、設計、施工並びに維持工事に関すること。</p>	<p>市営住宅の管理及び処分に関すること。 市営住宅の計画及び建設に関すること。 木造住宅耐震化促進事業に関すること。 住宅改良資金及び住宅建設資金の取扱業務に関すること。 優良賃貸住宅の供給計画に関すること。 その他市有建造物及びその附属施設の調査、設計、施工並びに維持工事に関すること。</p>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市庁議等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第12号

亀岡市庁議等に関する規則等の一部を改正する規則

(亀岡市庁議等に関する規則の一部を改正する規則)

第1条 亀岡市庁議等に関する規則(平成15年亀岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「教育長」の次に「、政策推進室長」を加え、「経済部長」を「産業観光部長」に改める。

第5条第3項中「企画政策課長」を「夢ビジョン推進課長」に改める。

第6条第2項中「各部」を「政策推進室、各部」に改める。

(亀岡市文書取扱規則の一部を改正する規則)

第2条 亀岡市文書取扱規則(平成13年亀岡市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第12条中「すべて」を「全て」に改める。

第16条第1項第1号中「市あて」を「市宛」に改める。

第17条第1項第1号中「副市長あて」を「副市長宛」に改める。

第22条第2項中「市あて」を「市宛」に改める。

第23条、第27条第1項及び第34条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第65条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

所管課を表す記号

部課名	記号	部課名	記号
議会事務局	議	まちづくり推進部	
政策推進室		都市計画課	都計
政策推進課	政	都市整備課	都整
安全安心まちづくり課	安	桂川・道路整備課	桂
企画管理部		土木管理課	土
夢ビジョン推進課	夢	建築住宅課	建
秘書広報課	秘	会計管理室	
人事課	人	会計課	会
契約検査課	契	上下水道部	
生涯学習部		営業課	営
市民協働課	市協	水道課	水
人権啓発課	人権	下水道課	下
総務部		教育委員会事務局	
総務課	総	教育委員会教育部	
自治防災課	自	教育総務課	教総
財政課	財	学校教育課	教学
税務課	税	社会教育課	教社
環境市民部		人権教育課	教人
環境政策課	環政	学校給食センター	教給
環境クリーン推進課	環推	中央公民館	教中
市民課	市	図書館	教図
保険医療課	保	文化資料館	教文
健康福祉部		教育研究所	教研
こども福祉課	こ福	監査委員事務局	監査
社会福祉課	社福	選挙管理委員会事務局	選管
障害福祉課	障福	公平委員会事務局	公平
高齢福祉課	高福	農業委員会事務局	農委
健康増進課	健増		
産業観光部			
農林振興課	農		
国営事業推進課	国営		
ものづくり産業課	もの		
観光戦略課	観		

(亀岡市公印規則の一部を改正する規則)

第3条 亀岡市公印規則(昭和30年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「公印の紛失又は磨滅、毀損等により使用に耐えなくなったとき及び」を「公印を紛失したとき、損傷により使用に耐えなくなったとき又は」に改める。

別表中

「

17	亀岡市長印	10	20	隸書	亀岡市立文化センター使用許可書	各文化センター館長	各1
----	-------	----	----	----	-----------------	-----------	----

」

を

「

17	亀岡市長印	10	20	隸書	亀岡市立文化センター使用許可書	各文化センター館長	各1
					亀岡市交流会館使用許可書	交流会館長	1

」

に改め、同表19の項保管者の欄中「納税課長」を「税務課長」に改め、同表中

「

22	亀岡市何何部長印	15	20	てん書	部長名をもってする文書等	各部長	各1
----	----------	----	----	-----	--------------	-----	----

」

を

「

22	亀岡市何何部(室)長印	15	20	てん書	部(室)長名をもってする文書等	各部(室)長	各1
----	-------------	----	----	-----	-----------------	--------	----

」

に改める。

「

15

亀	岡	市
何	何	部
長	之	印

別掲中

「

15

亀	岡	市
何	何	部(室)
長	之	印

を

に改める。

」

」

(亀岡市主要事務事業進行管理規則の一部を改正する規則)

第4条 亀岡市主要事務事業進行管理規則(昭和54年亀岡市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第12条中「部並びに上下水道部」を「室及び部並びに上下水道部」に改める。

(亀岡市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則)

第5条 亀岡市職員安全衛生管理規則（平成3年亀岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第4中「環境事業課」を「環境クリーン推進課」に改める。

(管理職手当支給規則の一部を改正する規則)

第6条 管理職手当支給規則（昭和34年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長事務部局の項中「、資産活用プロジェクト参事（市長の定めるものに限る。）」を削り、同表第1教育委員会事務局及び教育機関の項中「（市長の定めるものに限る。）」の次に「、教育研究所副所長」を加える。

(出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則)

第7条 出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第2条関係）

分任事務	出納員	その他の会計職員	
		分任出納員	物品取扱員
1 交流会館使用料の収納	市民協働課長	市民協働課担当職員	
2 同和更生資金の償還金の収納	人権啓発課長	人権啓発課担当職員	
3 市立文化センター使用料の収納の一部	人権啓発課長	文化センター館長 文化センター庶務事務担当職員	
4 市営篠共同浴場入浴料の収納	人権啓発課長	東部文化センター館長	
5 市民ホールに係る使用料の収納の一部	総務課長	総務課担当職員	
6 コピーサービス及びファクシミリサービスによる現金の収納	総務課長	総務課担当職員	
	図書館長	図書館職員	
7 レジスターによる現金の収納	税務課長	税務課職員	
	市民課長	市民課担当職員	
8 市税の収納	税務課長	税務課職員	
9 犬の登録並びに犬の鑑札再交付並びに狂犬病予防注射済票交付及び再交付に係る手数料の収納	環境政策課長	環境政策課担当職員	

10 犬、ねこ等の死体処理手数料の収納	環境クリーン推進課長	環境クリーン推進課担当職員	
11 前記以外の廃棄物の収集処分手数料の収納	環境クリーン推進課長	環境クリーン推進課担当職員	
12 し尿くみとり手数料の収納	環境クリーン推進課長	環境クリーン推進課担当職員	
13 ごみ減量・リサイクル推進に関する事業の参加料の収納	環境クリーン推進課長	環境クリーン推進課担当職員	
14 住民票等自動交付機による現金の収納	市民課長	市民課担当職員	
15 後期高齢者医療保険料の収納の一部	保険医療課長	保険医療課担当職員	
16 国民健康保険料の収納の一部及び第三者行為の求償金の収納	保険医療課長	保険医療課担当職員	
17 保育料の収納の一部	こども福祉課長	こども福祉課担当職員 保育所長及び保育所長補佐	
18 ぐらしの資金償還金の収納の一部	社会福祉課長	社会福祉課担当職員	
19 介護保険料の収納の一部及び第三者行為の求償金の収納	高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員	
20 福祉電話自己負担金の収納の一部	高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員	
21 老人施設入所者一部負担金の収納の一部	高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員	
22 家族介護者交流事業一部負担金の収納	高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員	
23 機能訓練事業参加費用の収納	高齢福祉課長	高齢福祉課担当職員	
24 休日急病診療所に係る診療費及び手数料の収納	健康増進課長	健康増進課担当職員	
25 各種がん検診・結核検診事業の検診費用の収納	健康増進課長	健康増進課担当職員	
26 都市農村交流事業の参加料の収納	農林振興課長	農林振興課担当職員	

27 国営土地改良事業負担金等の収納の一部	国営事業推進課長	国営事業推進課担当職員	
28 自転車等駐車場に係る使用料並びに放置自転車の撤去及び保管に係る費用の収納	土木管理課長	土木管理課担当職員	
29 市営住宅使用料の収納の一部	建築住宅課長	建築住宅課担当職員	
30 公有財産貸付料の収納の一部並びに物品の収納及び保管	会計課長	会計課担当職員	各課等庶務を担当する係長及び庶務事務担当職員
31 簡易水道料金及び飲料水供給施設料金等並びに地域下水道使用料の収納の一部	営業課長	営業課担当職員	
32 市立幼稚園保育料の収納の一部	教育総務課長	教育総務課担当職員 園長及び主幹教諭	
33 市立学校施設使用料の収納の一部	教育総務課長	教育総務課担当職員	
34 中央公民館の使用料の収納	中央公民館長	中央公民館職員	
35 新修亀岡市史に係る費用の収納	社会教育課長	社会教育課担当職員 文化資料館長 文化資料館担当職員	
36 放課後児童会負担金の収納の一部	社会教育課長	社会教育課担当職員	
37 文化資料館の使用料並びに図録及び資料に係る費用の収納	社会教育課長	文化資料館長 文化資料館担当職員	
38 各種スポーツ行事参加料の収納	社会教育課長	社会教育課担当職員	
39 図書館中央館駐車場の使用料の収納	図書館長	図書館職員	
40 財産区に係る会計事務	別に市長が命ずる者		

(亀岡市放置自転車の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

第8条 亀岡市放置自転車の防止に関する条例施行規則(平成5年亀岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「桂川・広域交通課」を「土木管理課」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則)

第9条 亀岡市企業立地促進条例施行規則(平成17年亀岡市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第17条中「経済部商工観光課」を「産業観光部ものづくり産業課」に改める。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第4号様式、別記第6号様式、別記第7号様式及び別記第9号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市河川管理規則の一部を改正する規則)

第10条 亀岡市河川管理規則(平成12年亀岡市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第3条中「道路河川課」を「土木管理課」に改める。

別表中「そのつど」を「その都度」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第13号

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市営住宅管理条例施行規則(平成9年亀岡市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(入居者の資格)

第3条の2 条例第5条第1項に規定する高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に

<p>関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力</p>	<p>防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(9) 亀岡市犯罪被害者等支援条例（平成24年亀岡市条例第3号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等</p> <p>第4条各号を次のように改める。</p> <p>(1) 前条第2号、第4号、第6号、第8号又は第9号に掲げる者</p> <p>(2) 20歳未満の子を扶養している寡婦</p> <p>(3) 炭鉱離職者</p> <p>(4) 60歳以上の者であり、かつ、同居しようとする親族の全てが次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者</p> <p>イ 18歳未満の者</p> <p>ウ 前条第2号に掲げる者</p> <p>エ おおむね60歳以上の者</p> <p>(5) 同居している18歳未満の子を3人以上扶養している者</p> <p>(6) 生活環境の改善を図るべき地域に居住している者であって、市長が別に定める要件を備えている者</p> <p>第10条を次のように改める。</p> <p>（家賃及び収入の額の通知）</p> <p>第10条 市長は、条例第15条第2項の規定により入居者の収入の額を通知するときは、条例第14条第1項の規定により算出した当該入居者の家賃を収入認定・家賃決定通知書（別記第1号様式）により併せて通知するものとする。</p> <p>第14条を次のように改める。</p> <p>第14条 削除</p>
---	--

第16条中「収入超過者認定書」の次に「(別記第1号様式の2)」を加える。

第17条中「高額所得者認定通知書」の次に「(別記第1号様式の3)」を加える。

第18条の見出し中「収入超過者」の次に「等」を加え、同条第1項中「収入超過者認定通知書」の次に「又は高額所得者認定通知書」を加える。

第19条を次のように改める。

(高額所得者に対する明渡請求)

第19条 条例第32条第1項の規定による明渡しの請求は、第17条の規定による通知をした日から2月を経過した日後に市営住宅明渡請求書(別記第1号様式の4)により行うものとする。

第20条の見出し中「明渡し期限」を「明渡期限」に改め、同条第1項中「明渡し期限の」を「明渡期限の」に、「市営住宅明渡し期限延長申請書」を「市営住宅明渡期限延長申請書(別記第1号様式の5)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の市営住宅明渡期限延長申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を市営住宅明渡期限延長承認・不承認通知書(別記第1号様式の6)により通知するものとする。この場合において、期限を延長する期間は、期限の延長を求める理由を勘案して決定するものとし、2年を限度とするものとする。

第20条の次に次の1条を加える。

(明渡請求の取消し)

第20条の2 市長は、条例第32条第1項の規定による明渡しの請求をした後に当該高額所得者が死亡したとき、その他これに準ずる特別の事由が生じたときは、当該明渡請求を取り消すことができる。

2 前項の規定により明渡請求を取り消したときは、市営住宅明渡請求取消通知書(別記第

1号様式の7)により通知するものとする。別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「市営住宅に」を「市営住宅への」に改め、同様式を別記第1号様式の8とし、別表第2の次に次の7様式を加える。

別記第1号様式(第10条関係)

第 年 月 日 号

市営 住宅 号 様

亀岡市長

印

年度収入認定・家賃決定通知書

先に提出していただいた収入申告書によりあなたの収入を下記の収入とおり認定しましたので、亀岡市営住宅管理条例第15条第3項及び同条例施行規則第10条の規定により通知します。また、今回の認定に基づき、年度家賃額を下記のとおり決定します。

記

認定年月日	年 月 日
-------	-------

所得額合計	控除額合計	認定月額	適用開始年月
円	円	円	年 月

収入分位	家賃月額	円
------	------	---

入居者氏名	所得額	算定基礎額(公営住宅法による)
	円	同居親族等控除(38万円)
	円	老人扶養控除(10万円)
	円	特定扶養控除(25万円)
	円	障害者控除(27万円)
	円	寡婦控除(27万円)
	円	特別障害者控除(40万円)
	円	
	円	控除額計
所得合計	円	収入月額(①-②)÷12

第1号様式の2(第16条関係)

第 年 月 日 号

市営 住宅 号 様

亀岡市長

印

収入超過者認定通知書

あなたの収入は、亀岡市営住宅管理条例に定める基準を超えますので、同条例第29条第1項の規定により、あなたを収入超過者として認定したので、通知します。このことに伴い、あなたには亀岡市営住宅管理条例第30条の規定により、市営住宅を明け渡すよう努力する義務があります。市営住宅は、本来低所得者に賃貸されるべきものですので、収入超過者となられたあなたに、自発的な明渡しを努力をお願いします。なお、月分家賃から明渡しされる日まで割増賃料が加算されます。

記

あなたの決定収入月額 円

収入基準 月額 一般世帯 158,000円以下 裁量階層 214,000円以下

入居者氏名	所得額	算定基礎額(公営住宅法による)
	円	同居親族等控除(38万円)
	円	老人扶養控除(10万円)
	円	特定扶養控除(25万円)
	円	障害者控除(27万円)
	円	特別障害者控除(40万円)
	円	寡婦控除(27万円)
	円	控除額計
所得合計	円	収入月額(①-②)÷12

なお、現在失職、転職又は事業の廃止等により収入が減少している場合や扶養人員の増加等、この認定について意見のある時は、それを証する書類を添付して、この通知を受け取った日から30日以内に、収入認定意見申出書を提出してください。

第1号様式の4 (第19条関係)

第 年 月 日 号

市営 住宅 市営 住宅 号 様

亀岡市長

印

市営住宅明渡請求書

亀岡市営住宅管理条例第32条第1項の規定により、下記の期日までに市営住宅を明け渡すよう請求します。

記

1 明渡期限 年 月 日

2 請求の理由

市営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間引き続き亀岡市営住宅管理条例等に規定する金額を超える高額の収入があるため。

上記期限までに市営住宅を明け渡さない時は、上記期限の翌日から、亀岡市営住宅管理条例第33条第2項に規定する近傍同種の住宅の家賃額の2倍に相当する金額を請求するとともに、所轄裁判所に住宅の明渡請求訴訟等を提起することとなります。

なお、明渡しの時期について把握したいので、別紙「市営住宅明渡計画書」に必要事項を記入の上、 年 月 日 () までに担当課へ提出してください。

第1号様式の3 (第17条関係)

第 年 月 日 号

市営 住宅 市営 住宅 号 様

亀岡市長

印

高額所得者認定通知書

あなたの収入は、下記のとおり高額所得基準を超過していますので、亀岡市営住宅管理条例第29条第2項に基づき、あなたを高額所得者として認定したので通知します。

市営住宅は、住宅に因襲する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としていることから、高額所得者として認定された者が引き続き市営住宅に入居することは、住宅に因襲する低額所得者が多数市営住宅に入居を希望している現状から見ても著しく公平を欠くこととなりますので、当該市営住宅を明け渡してくださいとお願いいたします。

なお、当該市営住宅を明け渡さない場合は、公営住宅法第29条第1項及び亀岡市営住宅管理条例第32条第1項の規定により、今後、住宅の明渡しを請求することになりますので申し添えます。

記

高額所得基準 月額	円	
あなたの認定収入月額	円	年度認定の収入月額
	円	年度認定の収入月額

なお、この通知を受け取った日から30日以内に、市営住宅明渡相談書を提出してください。

第1号様式の5 (第20条関係)

市営住宅明渡期限延長申請書

(宛先) 亀岡市長

市営
入居者氏名
(電話 ー)

年 月 日

住宅 号
④

市営 住宅 号 様

亀岡市長

印

第 年 月 日 号

市営住宅明渡期限延長承認・非承認通知書

年 月 日 付 第 号で市営住宅の明渡請求を受けましたが、
亀岡市営住宅管理条例第32条第4項の規定により、次のとおり明渡期限の延長を承認され
るよう申請します。

年 月 日 付 第 号で申請のあった市営住宅明渡期限の延長については、亀岡
市営住宅管理条例施行規則第20条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

申請理由 (該当事項を○で囲んでください。)	
1 右の者が病気がかかっている。	氏 名
2 右の者が災害により著しい損害を受けた。	入居者と の 続 柄
3 右の者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少する。	生年月日
4 その他 ()	
上記1から4までの具体的状況	
請求を受けた明渡期限	年 月 日
希望する延長後の期限	年 月 日

1 明渡期限を延長する。

延長された明渡期限

年 月 日

2 明渡期限を延長しない。

理由

第1号様式の7（第20条の2関係）

第 号
年 月 日

市営 住宅 号
様

亀岡市長 印

市営住宅明渡請求取消通知書

年 月 日付け 第 号による市営住宅明渡請求を取り消します

(理由)

別記第3号様式中「住宅第」を「住宅」に、「あて先」を「宛先」に、

「

連帯保証人	現住所 — —	氏名	印 年 月 日生
	現住所 — —	氏名	印 年 月 日生

」

を

「

連帯保証人	現住所	氏名	実印 年 月 日生 入居者との続柄：
	電話番号 — —		
連帯保証人	現住所	氏名	実印 年 月 日生 入居者との続柄：
	電話番号 — —		

」

に、「書類」を「書類（所得証明書等）」に、「亀岡市内」を「国内」に、「同程度又はそれ以上」を「同程度以上」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第27条関係）

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所 亀岡市
名 称 市営 住宅 号
入居者 氏名 ㊟

連帯保証人を下記の理由により変更したいので申請します。

記

変更後	現住所	氏名	実印
	電話番号 - -		年 月 日生 入居者との続柄:
変更前	現住所	氏名	実印
	電話番号 - -		年 月 日生 入居者との続柄:
変更理由	現住所	氏名	年 月 日生
	現住所	氏名	年 月 日生

- 備考 1 新保証人の印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）及び収入額を証明する書類を添付してください。
 2 新保証人の印鑑は、印鑑証明書の印鑑と同一のものを押印してください。
 3 新保証人は、国内に住所を有し、独立の生計を営む方で、入居者と同程度以上の収入のある方でなければなりません。

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に、「団地第」を「住宅」に改める。

別記第6号様式中「あて先」を「宛先」に、「団地名 団地 第」を「市営 住宅」に改め、「申請します。」の次に「なお、世帯員の住所及び所得に関して必要な書類の閲覧及び調査を承諾します。」を加え、

「

理由	

」

を
「

寡婦（夫）の該当	有 ・ 無
理由	

」

に改め、「住民票の写し」の次に「その他申請内容を証する書類」を加える。

別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第8号様式中「あて先」を「宛先」に、「市営住宅 団地 第」を「市営住宅」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第27条関係）

模様替え、増築（工作物設置）承認申請書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

住所
市営 住宅 号
入居者 氏名 ㊟

下記のとおり模様替え・増築（工作物設置）をしたいので、承認を申請します。
なお、退去のときは原形に復することを誓約します。

記

用 途	
模様替え又は増築物（工作物設置）の模様又は構造	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
申 請 理 由	

添付書類 平面図、配置図、立面図

別記第10号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第11号様式中「あて先」を「宛先」に、

「所在地

住宅名 住宅 号

入居者 ⑩」

を

「住所

市営 住宅 号

入居者氏名 ⑩

電話番号 ー 」

に、「移転先」を「移転先住所」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に56歳以上の者は、第3条の2第1号の規定にかかわらず、同号の条件を具備する者とみなす。

「揭示済」

亀岡市交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第14号

亀岡市交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市交流会館条例施行規則（平成18年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第8条」の次に「、別記第2号様式」を加える。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

亀岡市交流会館使用許可申請書 年 月 日 (宛先)	
申請者 住所 氏名 (電話)	④)
次のとおり使用許可の申請をします。	
使用する施設	使用する日時
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用する目的	
使用予定人員	
使用責任者 住所・氏名	(電話)
備 考	

第2号様式(第3条関係)

亀岡市交流会館使用許可書 許可番号 第 年 月 日 号 様	
次のとおり使用を許可します。	
使用する施設	使用する日時
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使用する目的	
使用予定人員	
使用責任者 住所・氏名	(電話)
使用許可条件	(使用上の注意事項を厳守してください)
備 考	
領収書	
使用料内訳	使用料合計
ホール	円
教室	円
実習室	円
会議室	円
図書館ホール	円
	円
	領収印
	左記のとおり領収しました。

別記第3号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第15号

亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市総合福祉センター条例施行規則（平成18年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分を次のように改める。

障害者のために亀岡市障害者福祉センター（以下「障害者福祉センター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

第4条中「満60歳以上の高齢者」を「60歳以上の者」に改める。

第6条中「満30歳以下」を「35歳未満」に改める。

第8条中「条例第6条第1項による各号の区

分に応じて使用する者」を「条例第6条第1項各号に掲げる者」に改める。

第9条第2項第2号、第11条第2号及び第26条中「身体障害者福祉センター」を「障害者福祉センター」に改める。

第27条第3項中「、助言」を「及び助言」に改める。

別記第1号様式中「身体障害者福祉センター事業」を「障害者福祉センター事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第16号

亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

（亀岡市病院事業の主要職員を定める規則の一部改正）

第1条 亀岡市病院事業の主要職員を定める規

則（平成16年亀岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域連携室長

（亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正）

第2条 亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（平成16年亀岡市規則第35号）の一部を次のように改正する。

本則中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域連携室長

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第17号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条を次のように改める。
（居宅介護サービス費等の支給申請）

第16条 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費、法第46条第1項に規定する居宅サービス計画費、法第48条第1項に規定する施設介護サービス費、法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費、法第53条第1項に規定する介護予防サービス費、法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費、法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費又は法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、介護保険居宅介護サービス費等の支給申請書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前条に規定する届出書を提出している被保険者は、この限りでない。

（特例居宅介護サービス費等の支給申請）

第17条 法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費、法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費、法第49条第1項に規定する特例施設介護サービス費、法第51条の4第1項に規定する特例特定入所者介護サービス費、法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費、法第54条の3第1項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費、法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費又は法第61条の4第1項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、前条の規定を

準用する。

2 前項の規定により支給する特例居宅介護サービス費等の支給額は、次の各号によるものとする。

(1) 特例居宅介護サービス費

法第42条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅サービスに要した費用の額とする。）の100分の90

(2) 特例地域密着型介護サービス費

法第42条の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の100分の90

(3) 特例居宅介護サービス計画費

法第47条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(4) 特例施設介護サービス費

法第49条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した額とする。）の100分の90

(5) 特例特定入所者介護サービス費

法第51条の4第2項に規定する基準により算定した費用の額

(6) 特例介護予防サービス費

法第54条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防サービ

スに要した費用の額とする。）の100分の90

(7) 特例地域密着型介護予防サービス費

法第54条の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。）の100分の90

(8) 特例介護予防サービス計画費

法第59条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(9) 特例特定入所者介護予防サービス費

法第61条の4第2項に規定する基準により算定した費用の額

第18条中「居宅介護支援福祉用具購入費」を「介護予防福祉用具購入費」に、「介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書」を「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」に改める。

第19条中「居宅支援住宅改修費」を「介護予防住宅改修費」に、「介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書」に改める。

第20条中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費」に改める。

別表中

「

<p>条例第9条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する者</p>	<p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の直近3箇月の収入から推計した合計所得金額の年間見込額が前年（ただし、1月から6月にあつては前々年）の合計所得金額の2分の1以下に減少することが見込まれ、かつ、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第39条第1項各号に規定する区分を適用して算定した保険料額が、現に被保険者が属する区分の保険料に比べて減少したとき。</p>	<p>新たに認定した区分の保険料と現に被保険者が属する区分の保険料額との差額</p>	<p>別に定める所得申告書 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>条例第10条第1項第2号に該当する者</p>	<p>条例第3条第1項第2号に該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。 ア すべての世帯員の前年の収入金額（その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合にあつては、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）をいう。以下この表において同じ。）の合算額が40万円以下で、かつ、当年（保険料の賦課期日の属する年をいう。以下この表において同じ。）の収入金額の合算額が40万円以下と見込まれる世帯に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であつて、施行令第39条第1項第1号ハに規定する者に準ずると市長が認めるとき。 イ 省令第83条第1項第2号又は第3号に規定する事情により、すべての世帯員の前年の収入の合計と比較してこれらの者の当年の収入の合計が著しく減少していると見込まれる世帯（これらの者の収入金額の合算額が、40万円以下である者に限る。）に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であつて、施行令第39条第1項第1号ハに規定</p>	<p>条例第3条第1項第2号に定める保険料と同項第1号に定める保険料との差額</p>	<p>別に定める所得申告書 その他市長が必要と認める書類</p>

	<p>する者に準ずると市長が認めるとき。</p>		
	<p>条例第3条第1項第3号に該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。 ア すべての世帯員の前年の収入金額の合算額が120万円以下で、かつ、当年の収入金額の合算額が120万円以下と見込まれる世帯に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令第39条第1項第2号ロに規定する者に準ずると市長が認めるとき。 イ 省令第83条第1項第2号又は第3号に規定する事情により、すべての世帯員の前年の収入の合計と比較してこれらの者の当年の収入の合計が著しく減少していると見込まれる世帯（これらの者の収入金額の合算額が、120万円以下である者に限る。）に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令第39条第1項第2号ロに規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p>	<p>条例第3条第1項第3号に定める保険料と同項第2号に定める保険料との差額</p>	<p>別に定める所得申告書 その他市長が必要と認める書類</p>

」

を
「

<p>条例第9条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する者</p>	<p>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の当年の合計所得金額の年間見込額が前年（ただし、1月から6月にあつては前々年）の合計所得金額の2分の1以下に減少することが見込まれ、かつ、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第39条第1項各号に規定する区分を適用して算定した保険料額が、現に被保険者が属する区分の保険料に比べて減少したとき。</p>	<p>新たに認定した区分の保険料と現に被保険者が属する区分の保険料額との差額</p>	<p>市長が必要と認める書類</p>
-----------------------------------	--	--	--------------------

<p>条例第10条第1項第2号に該当する者</p>	<p>条例第3条第1項第2号に該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 全ての世帯員の前年の収入金額（その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合にあっては、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）をいう。以下この表において同じ。）の合算額が40万円（第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、40万円に当該第1号被保険者以外の者1人につき40万円を加算した額。以下「第2段階減免基準収入額」という。）以下で、かつ、当年（保険料の賦課期日の属する年をいう。以下この表において同じ。）の収入金額の合算額が第2段階減免基準収入額以下と見込まれる世帯に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令第39条第1項第1号ハに規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p> <p>イ 省令第83条第1項第2号又は第3号に規定する事情により、全ての世帯員の前年の収入の合計と比較してこれらの者の当年の収入の合計が著しく減少していると思込まれる世帯（これらの者の収入金額の合算額が、第2段階減免基準収入額以下である者に限る。）に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令第39条第1項第1号ハに規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p>	<p>条例第3条第1項第2号に定める保険料と同項第1号に定める保険料との差額</p>	<p>市長が必要と認める書類</p>
	<p>条例附則第3条に該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 全ての世帯員の前年の収入金額の合算額が100万円（第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、100万円に当該第1号被保険者以外の者1人につき40万円を加</p>	<p>条例附則第3条に定める保険料と条例第3条第1項第2号に定める保険料との差額</p>	<p>市長が必要と認める書類</p>

	<p>算した額。以下「第3段階減免基準収入額」という。)以下で、かつ、当年の収入金額の合算額が第3段階減免基準収入額以下と見込まれる世帯に属する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であって、施行令第39条第1項第2号ロに規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p> <p>イ 省令第83条第1項第2号又は第3号に規定する事情により、全ての世帯員の前年の収入の合計と比較してこれらの者の当年の収入の合計が著しく減少していると思込まれる世帯(これらの者の収入金額の合算額が、第3段階減免基準収入額以下である者に限る。)に属する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であって、施行令第39条第1項第2号ロに規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p>		
	<p>条例第3条第1項第3号に該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 全ての世帯員の前年の収入金額の合算額が130万円(第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、130万円に当該第1号被保険者以外の者1人につき40万円を加算した額。以下「第4段階減免基準収入額」という。)以下で、かつ、当年の収入金額の合算額が第4段階減免基準収入額以下と見込まれる世帯に属する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であって、施行令附則第16条第2項に規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p> <p>イ 省令第83条第1項第2号又は第3号に規定する事情により、全ての世帯員の前年の収入の合計と</p>	<p>条例第3条第1項第3号に定める保険料と条例附則第3条に定める保険料との差額</p>	<p>市長が必要と認める書類</p>

	<p>比較してこれらの者の当年の収入の合計が著しく減少していると思われる世帯（これらの者の収入金額の合算額が、第4段階減免基準収入額以下である者に限る。）に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令附則第16条第2項に規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p>			
	<p>法第63条の規定の適用を受けており、かつ、その適用を受ける期間が2月を超えるとき。</p>	<p>各納期の額の10分の10以内</p>	<p>法第63条の規定の適用を受ける期間</p>	<p>市長が必要と認める書類</p>

」

に改める。

別記第1号様式中「京都府 亀岡市長 様」を「(宛先)京都府 亀岡市長」に改める。

別記第2号様式、別記第3号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第7号様式、別記第9号様式及び別記第10号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先)亀岡市長」に改める。

別記第11号様式中「介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書」を「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書」に、「亀岡市長 様」を「(宛先)亀岡市長」に、「居宅介護(支援)福祉用具購入費」を「居宅介護(介護予防)福祉用具購入費」に改める。

別記第12号様式中「介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書」を「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書」に、「亀岡市長 様」を「(宛先)亀岡市長」に、「居宅介護(支援)住宅改修費」を「居宅介護(介護予防)住宅改修費」に改める。

別記第13号様式中「介護保険高額介護サービス費等支給申請書」を「介護保険高額介護(介護予防)サービス費支給申請書」に、「亀岡市長 様」を「(宛先)亀岡市長」に、「高額介護(居宅支援)サービス費」を「高額介護(介護予防)サービス費」に改める。

別記第13号様式の2中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第13号様式の3備考3①中「すべて」を「全て」に改める。

別記第14号様式、別記第17号様式、別記第20号様式、別記第23号様式及び別記第26号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先)亀岡市長」に改める。

別記第27号様式を次のように改める。

第27号様式(第27条関係)

介護保険料減免・徴収猶予申請書

(宛先) 亀岡市長

次のとおり、介護保険料の 徴収猶予 減免 を申請します。

申請者	氏名	ⓐ	被保険者との関係
	住所	〒	
被保険者	被保険者番号		電話番号
	氏名		
	住所	〒	
生計維持者	氏名		被保険者との関係
	住所	〒	
			電話番号
保険料	年度	年度	段階
			段階
			保険料額
			円

※申請者が被保険者本人である場合は、被保険者欄の住所は記入不要です。また、生計維持者が被保険者本人である場合は、生計維持者欄の住所は記入不要です。

1. 減免・徴収猶予を受けようとする理由に○印をつけ、必要な事項を記入してください。

1	災害の種類	火災・その他()
	災害の発生した日	()年()月()日
2	被災の程度	全焼(●)・半焼(●)・その他()
	① 主として生計を維持する者の死亡	死亡日()年()月()日
	② 障害・長期入院	疾病名等() 発病・負傷年月日()年()月()日 医療機関名()
	③ 事業の休廃止	休廃止年月日()年()月()日
	④ 事業における著しい損失	離職日()年()月()日
	⑤ 失業	(ただし、雇用保険法第23条にいう「特定受給資格者」と認められる場合に限る。)
3	⑥ 干ばつ、冷害凍霜害による農作物の不作等	()年()月()日
	前年の合計所得金額	()円
4	合計所得金額の年間見込額	()円
	場所()	()
5	刑事施設などへの拘禁	拘禁開始()年()月()日 拘禁終了()年()月()日
	6	保険料段階が第1・2・3・4段階のいずれかになったこと

※減免理由で上記4に該当する場合は裏面にも記入してください。

2. 申告する収入の区分に○印をつけ、必要な事項を記入してください。

申告する収入の区分	1 前年の収入金額	
	2 当年の見込収入金額(ただし、生計維持者の死亡、失業、事業の休廃止等の事情により、収入が著しく減少した場合に限る。)	
世帯員氏名(被保険者)	世帯員氏名	
	年金	
前年の収入金額	給与	
	その他	
世帯員の収入等の状況	仕送り	
	合計	
当年の収入金額	年金	
	給与	
預貯金等	その他	
	仕送り	
	合計	
	預貯金額	
	その他資産	

3. 扶養の状況について必要な事項を記入してください。

扶養の状況	氏名	住所	続柄	市町村民税
市町村民税で被保険者の扶養者となっている人				課税・非課税
健康保険の保険証の名義人				課税・非課税
公共料金、住居費、社会保険料のいずれかを負担している人				課税・非課税
年収の2分の1相当の仕送り(現物援助も含む)をしている人				課税・非課税

備考

- 申請内容の確認のため、介護保険法第203条に基づき関係機関資料の提供を求める場合があります。
- 本申請で記載した内容が事実と異なり、要件に当てはまらないことが判明した場合は、減免・徴収猶予を取り消す場合があります。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第18号

亀岡市交流会館に係る指定管理者について、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第7条第1項の規定により当該指定の取消しを決定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 指定を取り消す団体
財団法人亀岡市交流活動センター
亀岡市宮前町神前長野15番地
- 2 指定を取り消す日
平成24年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域及び名称の変更を行う旨届出があった。

なお、その効力は、平成24年3月7日から生じる。

平成24年3月6日

亀岡市長 栗山正隆

町の区域及び名称の変更調書

町	地	番	付	記
馬路町八反田	89	の1	一	部
"	94			"
"	95			"
"	96	の1		"
"	96	の2		
"	97	の1	一	部
"	97	の2		
"	98		一	部
"	99			"
"	101	の1		"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町上土泓に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町上土泓	2		一	部
"	3			"
"	5	の1		"
馬路町小池	20	の1		
"	20	の2		
"	20	の3		
"	21	の1		
"	21	の2		

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町上小島に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町上土泓	3		一	部
"	4	の1		"
"	4	の2		

町	地	番	付	記
馬路町上土泓	4	の3		
"	5	の1	一	部
"	5	の2		
"	6	の1		
"	6	の2		
"	6	の3		
"	6	の4		
"	7	の1		
"	7	の2		
"	7	の3		
"	7	の4		
"	8	の1		
"	8	の2		
"	9	の1		
"	9	の2		
"	10	の1		
"	10	の2		
"	11	の1	一	部
"	11	の2		"
"	12	の1		"
"	12	の2		"
"	14	の1		"
"	14	の2		
"	15	の1	一	部
"	15	の2		
"	16		一	部
"	17	の1		
"	17	の2		
"	17	の3		
"	18	の1	一	部
"	18	の2		"

町	地 番	付 記
馬路町上土泓	19の1	一部
"	19の2	"
馬路町上小島	41の2	
馬路町下小島	32の3	
"	33の2	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町下土泓に変更する。

町	地 番	付 記
馬路町上土泓	13の1	一部
"	13の2	
"	13の3	一部
"	14の1	"
"	15の1	"
"	26の1	"
"	26の2	
"	27の1	一部
"	27の2	"
"	42	"
"	42の1	"
"	42の3	
馬路町小田所	40	一部
"	41	"
"	42	"
"	43	"
"	44	"
"	45	"
"	46	"
"	47の1	"
"	47の2	
"	48の1	一部

町	地 番	付 記
馬路町小田所	48の2	
"	49の1	一部
"	49の2	
"	49の3	一部
"	51の1	"
"	51の2	"
"	51の3	
"	51の4	
"	52の1	一部
"	52の3	
"	52の4	
"	53	
馬路町高戸	17の4	
"	17の5	
"	17の6	
"	86の2	
馬路町久保前	21	一部
"	30	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町八反田に変更する。

町	地 番	付 記
馬路町上土泓	11の1	一部
"	11の2	"
"	11の3	
"	12の1	一部
"	12の2	"
"	13の1	"
"	13の3	"
"	14の1	"
馬路町下土泓	7	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町小田所に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町下土泓	8の1		一	部
"	8の2			"
"	9の1			
"	9の2			
"	9の3			
"	9の4			
"	9の5			
"	9の6			
"	10			
"	10の1		一	部
"	12			"
馬路町八反田	26の1			"
"	26の2			"
"	27			"
"	32の1			"
"	32の2			"
"	33		一	部
"	37			"
馬路町釣走田	7の2			"
"	8			"
"	9			"
"	13			"
"	15			"
"	20の1			"
"	20の2			"
"	24の1			"
"	26の1			"
"	26の2			"
"	26の3			"
"	27の1			"
"	27の3			"

町	地	番	付	記
馬路町小田所	17の1		一	部
"	17の2			"
馬路町下土泓	1の1			"
"	1の2			"
"	1の乙			"
"	2			"
"	3			"
"	4			"
"	5の1			"
"	5の2			"
"	6		一	部
"	7			"
"	7の1			"
"	8の1		一	部
"	8の2			"
"	10の1			"
"	11の1			"
"	11の3			"
馬路町釣走田	17の2			"
"	18の1			"
"	18の2			"
"	18の3			"
"	22の2			"
"	23の1		一	部
"	23の2			"
馬路町上小島	3		一	部
"	6			"
"	7の1			"

町	地	番	付	記
馬路町上小島	9の1	1	一	部
上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町下小島に変更する。				
町	地	番	付	記
馬路町小田所	1の1	1	一	部
"	5		"	"
"	10		"	"
"	14		"	"
"	15			
"	16の1			
"	16の2			
"	17の1		一	部
"	17の2		"	"
"	18		"	"
"	19		"	"
馬路町下土泓	1の1		"	"
"	1の2		"	"
"	1の乙		"	"
"	2		"	"
"	3		"	"
馬路町下小島	1の1			
"	1の2			
"	1の3			
"	2の1		一	部
"	2の2			
"	2の3		一	部
"	3		"	"
"	5		"	"
"	6の1		"	"
"	6の2		"	"

町	地	番	付	記
馬路町下小島	6の3		一	部
馬路町西岸	14の1		"	"
"	14の2		"	"
"	14の3		"	"
"	15		"	"
"	17の1		"	"
"	17の2		"	"
馬路町時ノ下	13の2		"	"
"	13の4		"	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町釣走田に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町上小島	1の1			
"	1の2			
"	2			
"	3		一	部
"	4			
"	5の1			
"	6		一	部
"	9の1		"	"
馬路町下小島	2の1		"	"
"	2の3		"	"
"	3		"	"
"	4			
"	5		一	部
"	6の1		"	"
"	6の2		"	"
"	6の3		"	"
"	7		"	"
"	8		"	"

町	地	番	付	記
馬路町上高廻	28		一	部
"	30		"	"
"	31		"	"
馬路町西岸	15		"	"
"	16の2			
"	16の3		一	部
"	17の1		"	"
"	17の2		"	"
馬路町釣走田	17の1		"	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町小井根に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町西岸	15		一	部
"	16の1		"	"
"	16の3		"	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町上高廻に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町上高廻	1の1		一	部
"	31		"	"
"	33		"	"
馬路町時ノ下	13の1		"	"
"	13の2		"	"
"	13の4		"	"

上記の土地、その土地に隣接する道路及び水路、馬路町西岸14の2に隣接する馬路町下小島の道路の一部を馬路町西岸に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町西岸	1の1			

町	地	番	付	記
馬路町西岸	1の4		一	部
"	2の1		"	"
"	2の2		"	"
"	3の1		一	部
"	8		"	"
"	11		"	"
"	12		"	"
"	13の1		一	部
"	13の2		"	"
馬路町釣走田	2		一	部
"	3		"	"
"	4		"	"
"	5の2		"	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町時ノ下に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町小田所	1の1		一	部
"	1の2		"	"
"	2の1		一	部
"	2の2		"	"
"	7の1		一	部
"	7の2		"	"
"	8の1		一	部
"	8の2		"	"
"	11の1		"	"
"	11の2		"	"
"	12の1		"	"
"	12の2		一	部
"	21		"	"
"	24		"	"

前に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町小田所	25		一	部
"	32の1		"	"
"	32の2		"	"
馬路町壁木	7		"	"
馬路町八反田	15		"	"
"	16		"	"
"	17		"	"
"	18の1		"	"
"	19		"	"
"	20		"	"
"	21		"	"
"	22		"	"
"	23		一	部
"	24		"	"
"	25		"	"
"	26の1		一	部
"	26の2		"	"
"	27		"	"

上記の土地、その土地に隣接・介入する道路及び水路並びに馬路町八反田18の1、19に隣接する馬路町久保前の道路を馬路町梅原に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町高戸	10		一	部
"	11の4		"	"
"	12		"	"
"	13の3		"	"
"	14の3		"	"
"	15の1		"	"
"	16の3		"	"

上記の土地並びにその土地に隣接する道路及び水路を馬路町久保

町	地	番	付	記
馬路町久保前	41の1		一	部
"	41の2		"	"
"	42		"	"
"	43		"	"
"	44		"	"
"	45		"	"
"	46の1		"	"
"	46の2		"	"
"	47		"	"
"	48		"	"
"	49		一	部
"	50		"	"
"	51		"	"
"	52		"	"
"	53		"	"
"	54		"	"
馬路町八反田	19		一	部
"	20		"	"
"	21		"	"
馬路町梅原	1の1		"	"
"	2		"	"
"	4の1		"	"
"	17		"	"
"	18		"	"
"	19		"	"
"	20		一	部
"	27		"	"
"	28		"	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介入する道路及び水路を馬路

町壁木に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町久保前	32	の2	一	部
"	33	の1	"	"
"	33	の2	"	"
"	40	の1	一	部
"	40	の2	"	"
"	40	の3	"	"
"	41	の2	"	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町前ノ側に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町前ノ側	61	の1	一	部
"	62	の1	"	"
"	63	の1	"	"
"	64	の1	"	"
"	65	の1	"	"
"	66	の1	"	"
"	66	の2	"	"
"	67	の1	"	"
"	67	の2	"	"
"	68	の1	"	"
"	68	の2	"	"
"	69	"	"	"
"	69	の2	"	"
"	70	"	"	"
"	71	の1	"	"
"	71	の2	"	"
"	71	の3	"	"
"	72	"	一	部

町	地	番	付	記
馬路町前ノ側	73	の1	一	部
"	73	の2	"	"
"	84	"	"	"
"	85	"	"	"
"	86	の1	"	"
"	86	の2	"	"
"	87	"	"	"
"	88	"	"	"
馬路町久保前	41	の1	一	部
"	41	の2	"	"
"	49	"	"	"
"	50	"	"	"
"	50	の2	"	"
"	51	"	一	部
馬路町壁木	6	"	"	"
"	14	"	"	"
"	15	"	"	"
馬路町六反田	6	の1	"	"
"	6	の3	"	"
"	6	の4	"	"
"	7	"	一	部
"	8	"	"	"
"	9	の1	"	"
"	9	の2	"	"
"	10	の1	"	"
"	10	の2	"	"
"	10	の3	"	"
"	11	の1	"	"
"	11	の2	"	"
"	12	の1	"	"
"	12	の2	"	"

町の区域及び名称の変更調書

町	地	番	付	記
馬路町六反田	1	3		
"	1	4の1		
"	1	4の2	一	部
"	1	4の3		
"	1	6		
"	1	8		
"	1	9の1		
"	2	5の1		

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町畑ヶ田に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町壁木	3		一	部
"	4			
"	5			
"	6			
馬路町畑ヶ田	1	0の1		
"	1	0の2		
"	1	1の1		
"	1	1の2		

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町六反田に変更する。

馬路町八反田59の3、60、61に隣接する道路に隣接する水路、馬路町八反田62の1、62の2、72の2に隣接する水路、馬路町高戸18の2に隣接する馬路町八反田の道路及び馬路町久保前7に隣接する道路を馬路町高戸に変更する。

備考 地番は、平成21年8月7日現在のものである。

町	地	番	付	記
千歳町千歳山西	1	9の1		
"	2	0の1		
馬路町滝ヶ元	6	4		
"	6	5	一	部
"	6	6		
"	6	7	一	部
"	6	8		
"	6	9	一	部
"	7	0		
"	7	2		
馬路町坂本	8		一	部
"	1	1		
"	1	2	一	部
"	1	3		
"	1	4	一	部
"	1	4の1		
"	1	5の3		
"	1	5の4		
"	1	6		
"	1	7	一	部
"	2	1		
馬路町筋違	1	2の1		
"	1	9の1		
"	2	1の2		
"	3	2の3		
"	3	3の1		
"	3	4の1		
"	3	5		
"	3	6		

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町滝ヶ元に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町滝ヶ元	7	1	—	部
馬路町溝ノ上	1			部
〃	1	の2		部
〃	4			部
〃	4	の1		部

上記の土地並びにその土地に隣接する道路を馬路町野堀に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町滝ヶ元	6	7	—	部
〃	7	0		部
〃	7	1		部
馬路町野堀	2	6の1		部
〃	2	6の2		部
〃	2	6の3		部
〃	2	7の2		部
〃	2	7の3		部
〃	2	8の2		部
〃	2	8の3		部
〃	2	9の2		部
〃	2	9の3		部
〃	3	1の2		部
〃	3	1の3		部
〃	3	2の2		部
馬路町溝ノ上	1	の1		部
〃	1	の2		部
馬路町筋違	4	1		部

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路並びに馬路

町	地	番	付	記
馬路町筋違	3	7		
〃	3	8		
〃	3	9		
〃	4	0		
〃	4	1	—	部

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町時塚に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町野堀	6	の1	—	部
〃	8	の1		部
〃	8	の3		部
〃	1	0の1		部
〃	1	0の3		部
〃	1	2の1		部
〃	1	2の3		部
〃	1	4の1		部
〃	1	4の3		部
〃	1	5の1		部
〃	1	5の3		部
〃	1	7の1		部
〃	1	8の7		部
〃	1	8の8		部
〃	2	0の1		部
〃	2	0の3		部
〃	2	0の7		部
〃	2	1の1		部
〃	2	1の3		部
〃	2	2の1		部
〃	2	2の3		部
〃	2	3の1		部

町坂本1、1の2及び2に隣接する馬路町上脇田の水路及び道路の一部を馬路町坂本に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町高田	1			
"	2			
"	3			
"	4			
"	5の1			
"	6の1			
馬路町小弥ヶ口	18		一	部
"	27			"
馬路町坂本	7			"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町筋違に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町坂本	1		一	部
"	1の2			"
馬路町上脇田	16の2			
"	20の2			
"	20の5			

上記の土地並びにその土地に隣接する道路及び水路を馬路町溝ノ上に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町上脇田	22の8			
"	22の9			
"	22の10			
馬路町坂本	2		一	部
"	3			"
"	4			"

町	地	番	付	記
馬路町坂本	6		一	部
"	7			"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町小弥ヶ口に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町吉備	19			
"	20の1			
"	20の2			
"	44			
"	45			

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する水路及び、馬路町久保寺36の2に隣接する道路に隣接する馬路町下脇田の水路の一部を馬路町久保寺に変更する。

町	地	番	付	記
馬路町久保寺	15の2		一	部
"	15の3			"
"	15の5			"

上記の土地、その土地に隣接する道路、馬路町下脇田10、11、12の1及び12の5に隣接する道路、馬路町下脇田10、11、12の1及び12の5に隣接する道路に隣接する馬路町萬年の水路並びに馬路町下脇田1の1、2の1、3の1及び4の1に隣接する馬路町萬年の道路及び水路の一部を馬路町下脇田に変更する。

備考 地番は、平成21年8月7日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第20号

次の自動車臨時運行許可番号は失効したので告示する。

平成24年3月7日

亀岡市長 栗山正隆

記

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
京237亀岡	平成24年3月7日	省略	平成22年1月4日

「揭示済」

亀岡市告示第21号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月14日

亀岡市長 栗山正隆

- 1(1) 住 所 省略
 (2) 氏 名 省略
 (3) 消除理由 実態調査に基づく職権消除

- 2(1) 住 所 省略
 (2) 氏 名 省略
 (3) 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第22号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、平成24年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

平成24年3月19日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧期間 平成24年4月2日から
平成24年5月31日まで
(閉庁日を除く)
- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市総務部税務課

「揭示済」

亀岡市告示第23号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年3月22日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2104-61012

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成23年4月1日
- 3 無効になる日
平成24年3月22日

「揭示済」

亀岡市告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成24年3月22日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画下水道事業
亀岡市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年12月24日～
平成28年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

昭和49年京都府告示第758号、昭和55年京都府告示第239号、昭和56年京都府告示第637号、昭和58年京都府告示第439号、昭和61年京都府告示第420号、昭和62年京都府告示第291号、平成元年京都府告示第416号、平成5年京都府告示第52号、平成8年京都府告示第726号、平成13年京都府告示第203号及び平成17年京都府告示第581号の事業地に亀岡市千代川町拝田長縄手、拝田勝林坊ノ下、曾我部町犬飼梨ノ段、追分町一本木、篠町夕日ヶ丘1丁目、夕日ヶ丘2丁目、篠牧田、篠松ヶ池、篠芦原、篠牙ヶ尾、篠小園谷、篠上西山、篠鍋倉、王子西長尾、大井町南金岐好実根、稗田野町太田古実根、太田草田を追加し、大井町並河若宮筋、吉川町穴川矢田ノ庄、曾我部町春日部亀焼谷を削り、千代川町拝田大將軍垣内、千原大門、稗田野町柿花中道、柿花畑ヶ中、柿花吉岡、佐伯飼条、佐伯浦亦、佐伯源ノ坊、佐伯玉泉、佐伯野下前、太田花ノ木、吉川町吉田後代、吉田天田、吉田前河原、吉田曾我ノ庄、穴川深田、穴川平田、穴川野水、穴川替田、曾我部町穴太奥田、穴太藤ノ木、穴太口山、穴太高谷、穴太河原口、南条北荒水代、南条中浦竹、西条下久保、中中小路、寺拍子垣内、寺蛇谷、寺野見寺、寺坊垣内、春日部東垣内、春日部与福、春日部大谷、犬飼樋ノ口、余部町蚊又、清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、下島、篠町篠合戦野、篠杵殿林、篠赤畑、篠下西山、王子下上牧、王子西ノ山、上矢田町山田、四軒家、西つつじヶ丘美山台2丁目、大井町並河深町、並河観並、並

河堂又、並河熊田、並河前脇、並河亀ヶ渚において事業地を変更する。

「揭示済」

亀岡市告示第25号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年3月23日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
J R 並河駅前自転車放置禁止区域
J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成24年3月23日（金）
午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 23台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課
電話 (25) 5083

「揭示済」

亀岡市告示第26号

亀岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成17年亀岡市告示第26号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要支援者」という。)の福祉の向上を図るために実施する成年後見制度利用支援事業(以下「支援事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の種類)

第2条 支援事業の種類は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和

35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、市長が家庭裁判所に対して行う次に掲げる審判の請求(以下「審判の請求」という。)

ア 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判

イ 民法第11条に規定する保佐開始の審判

ウ 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する旨の審判

エ 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判

オ 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

カ 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を要する旨の審判

キ 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

(2) 審判の請求に係る申立手数料、登記手数料、鑑定費用その他審判の請求に要する費用の負担

(3) 家事審判法(昭和22年法律第152号)第9条第1項甲類第20号に規定する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)に対する報酬額の助成。ただし、第1号の審判の請求以外の場合において、成年後見人等が成年被後見人、被保佐人又は被補助人の親族であるときは、報酬額を助成しない。

第3条第3号中「審判の請求」を「審判請求」に改める。

第4条の見出しを「(審判の請求に係る費用負担)」に改め、同条第3項中「同条第1項の費用を助成する」を「前項に規定する求償をし

ない」に改め、同項第2号中「審判請求」を「審判の請求」に改める。

第5条中「対象者の審判の請求により」を「第2条第3号に掲げる報酬額の助成については、」に改め、「選任された場合であって、」の次に「要支援者が」を、「費用を」の次に「予算の範囲内において」を加え、同条第2号中「対象者」を「要支援者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条第3号に定める報酬額の助成は、平成20年4月1日以後に選任された成年後見人等に対する報酬であって、平成24年4月1日以後に従事する期間に係る報酬について適用し、平成20年3月31日以前に選任された成年後見人等に対する報酬額の助成については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第27号

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第5条第1項の規定により、亀岡市森林整備計画の一部を変更した。

なお、一部を変更した計画は、平成24年4月1日にその効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦覧に供する。

平成24年3月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市経済部農林整備課
- 2 縦覧期間 平成24年3月27日から
平成24年4月25日まで

「揭示済」

亀岡市告示第28号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年3月28日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1913-81016

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成24年2月21日
- 3 無効になる日
平成24年3月28日

「揭示済」

亀岡市告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30の規定により告示する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

申請者	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 利生会	介護予防支援	亀岡市地域包括支援 センター亀岡園	亀岡市河原林町 河原尻上砂股100	平成24年4月1日
社会福祉法人 友愛会	介護予防支援	亀岡市地域包括支援 センター友愛園	亀岡市本梅町 平松ナベ倉12	平成24年4月1日

「揭示済」

亀岡市告示第30号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 削除理由 実態調査に基づく職権削除

「揭示済」

亀岡市告示第31号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第32号

亀岡市官学共同研究会設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市官学共同研究会設置要綱等
の一部を改正する告示

（亀岡市官学共同研究会設置要綱の一部改正）

第1条 亀岡市官学共同研究会設置要綱（平成12年亀岡市告示第143号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画管理部企画政策課」を「生

涯学習部市民協働課」に改める。

（測量・建設コンサルタント等の入札参加資格、資格審査の申請及び業者選定に関する要綱の一部改正）

第2条 測量・建設コンサルタント等の入札参加資格、資格審査の申請及び業者選定に関する要綱（平成7年亀岡市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条第1項中「いたった場合」を「至った場合」に改める。

第11条中「執行管理課長」を「契約検査課長」に改める。

（亀岡市公共工事からの暴力団等排除対策措置要綱の一部改正）

第3条 亀岡市公共工事からの暴力団等排除対策措置要綱（昭和63年亀岡市告示第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

対策会議の委員は、担当副市長、政策推進室長、産業観光部長、まちづくり推進部長、上下水道部長、安全安心まちづくり課長、契約検査課長、人権啓発課長、財政課長、社会福祉課長、農林振興課長、国営事業推進課長、ものづくり産業課長、都市計画課長、都市整備課長、桂川・道路整備課長、土木管理課長、建築住宅課長、下水道課長及び教育総務課長をもって充てる。

第3条第2項中「執行管理課長を」を「契約検査課長をもって」に改める。

第10条中「執行管理課」を「契約検査課」に改める。

（亀岡市小規模修繕工事希望者登録制度実施要綱の一部改正）

第4条 亀岡市小規模修繕工事希望者登録制度実施要綱（平成22年亀岡市告示第60号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に、「執行管理課」を「契約検査課」に改める。

(亀岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正)

第5条 亀岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成17年亀岡市告示第161号)の一部を次のように改正する。

第6条中「健康福祉部健康増進課」を「健康福祉部高齢福祉課」に改める。

(亀岡市バイオマスエネルギー利活用詳細ビジョン策定委員会設置要綱の一部改正)

第6条 亀岡市バイオマスエネルギー利活用詳細ビジョン策定委員会設置要綱(平成16年亀岡市告示第127号)の一部を次のように改正する。

第7条中「経済部商工観光課」を「産業観光部ものづくり産業課」に改める。

(亀岡市一般廃棄物最終処分場風評被害審査会設置要綱の一部改正)

第7条 亀岡市一般廃棄物最終処分場風評被害審査会設置要綱の一部を次のように改正する。

第10条中「環境市民部環境事業課」を「環境市民部環境クリーン推進課」に改める。

(亀岡市交通バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱の一部改正)

第8条 亀岡市交通バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱(平成15年亀岡市告示第132号)の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり推進部桂川・広域交通課」を「政策推進室政策推進課」に改める。

(亀岡市地域公共交通会議設置要綱の一部改正)

第9条 亀岡市地域公共交通会議設置要綱(平成19年亀岡市告示第43号)の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり推進部桂川・広域交通課」を「政策推進室政策推進課」に改める。

(亀岡市生活安全推進協議会設置要綱の一部改正)

第10条 亀岡市生活安全推進協議会設置要綱(平成10年亀岡市告示第124号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部自治防災課」を「政策推進室安全安心まちづくり課」に改める。

(亀岡市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱の一部改正)

第11条 亀岡市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱(平成18年亀岡市告示第177号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企画管理部夢ビジョン推進課」を「政策推進室安全安心まちづくり課」に改める。

(亀岡市農業経営改善支援センター設置要綱の一部改正)

第12条 亀岡市農業経営改善支援センター設置要綱(平成7年亀岡市告示第44号)の一部を次のように改正する。

第4条中「経済部農政課」を「産業観光部農林振興課」に改める。

(亀岡市土地買収評価調整委員会設置要綱の一部改正)

第13条 亀岡市土地買収評価調整委員会設置要綱(平成7年亀岡市告示第73号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「委員会は」を「委員会の委員は」に、「企画政策課長」を「夢ビジョン推進課長」に、「農林整備課長」を「国営事業推進課長」に、「道路河川課長」を「桂川・道路整備課長」に、「組織し」を「充て」に改める。

(亀岡市都市農地活用推進協議会設置要綱の一部改正)

第14条 亀岡市都市農地活用推進協議会設置要綱(平成7年亀岡市告示第35号)の一部を次のように改正する。

別表中「企画管理部企画政策課長」を「企画管理部夢ビジョン推進課長」に、「経済部農政課長」を「産業観光部農林振興課長」に、「まちづくり推進部道路河川課長」を「まちづくり推進部桂川・道路整備課長」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第33号

亀岡市福祉電話設置規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市福祉電話設置規程等の一部を改正する告示

(亀岡市福祉電話設置規程の一部改正)

第1条 亀岡市福祉電話設置規程(昭和50年亀岡市告示第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ひとり暮らし老人等」を「ひとり暮らし老人等」に改める。

第2条中「定義」を「意義」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) ひとり暮らし老人等 70歳以上の者でひとり暮らしのものの世帯、70歳以上の者のみで構成されている世帯又は

70歳以上の者と18歳未満の者で構成されている世帯

第3条中「ひとり暮らし老人等」を「ひとり暮らし老人等」に改める。

第8条中「すべて」を「全て」に、「き損若しくは滅失」を「毀損し、又は滅失」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「ひとり暮らし老人等」を「ひとり暮らし老人等」に、「年齢満65歳」を「70歳に、「ひとり暮らしの方」を「ひとり暮らしの方」に、「65歳」を「70歳」に改める。

別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱の一部改正)

第2条 亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱(平成7年亀岡市告示第70号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「世帯主とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯を除く。」を「世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯を除く。)の世帯主」に改め、同条第1号中「65歳」を「70歳」に改める。

第3条中「基本料金の額」を「基本料金の2分の1の額」に改める。

別記様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に改める。

(亀岡市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業実施要綱の一部改正)

第3条 亀岡市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業実施要綱(平成12年亀岡市告示第52号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する70歳以上のひとり暮らし老人で、扶養義務者による安否確認ができない者その他市長が必要と認める者とする。

別記第1号様式及び別記第5号様式中「亀岡市福祉事務所長 様」を「（宛先）亀岡市福祉事務所長」に改める。

（亀岡市高齢者自立生活支援事業実施要綱の一部改正）

第4条 亀岡市高齢者自立生活支援事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「65歳」を「70歳」に改める。

第3条第1項中第1号を削り、同項第2号中「65歳」を「70歳」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「65歳」を「70歳」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条中「第3条第1項第2号」を「第3条第1項第1号」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

- 「1 生活援助員派遣事業
- 2 配食サービス事業
- 3 寝具洗濯乾燥消毒事業」を

- 「1 配食サービス事業
- 2 寝具洗濯乾燥消毒事業」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中

「

1 生活援助員派遣事業	利用期間	自	年	月	日
		至	年	月	日
2 配食サービス事業	利用日		曜日	曜日	曜日
	利用期間	自	年	月	日
		至	年	月	日
	3 寝具洗濯乾燥消毒事業	洗濯乾燥消毒 ・ 乾燥消毒			

」

を

「

1 配食サービス事業	利用日		曜日	曜日	曜日
	利用期間	自	年	月	日
		至	年	月	日
	2 寝具洗濯乾燥消毒事業	洗濯乾燥消毒 ・ 乾燥消毒			

」

に改める。

別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第5号様式中

「

1	生活援助員派遣事業	事業廃止日	年	月	日
2	配食サービス事業	事業廃止日	年	月	日
3	寝具洗濯乾燥消毒事業	事業廃止日	年	月	日

」

を

「

1	配食サービス事業	事業廃止日	年	月	日
2	寝具洗濯乾燥消毒事業	事業廃止日	年	月	日

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から実施する。

(対象年齢に関する経過措置)

- 2 次の表の左欄に掲げる期間においては、この告示による改正後の亀岡市福祉電話設置規程第2条第2号及び別記第1号様式、亀岡市安心長寿の福祉助成金交付要綱第2条第1号、亀岡市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業実施要綱第2条並びに亀岡市高齢者自立生活支援事業実施要綱第2条及び第3条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、それぞれ「70歳以上」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	66歳以上
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	67歳以上
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	68歳以上
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	69歳以上

「揭示済」

亀岡市告示第34号

亀岡市営住宅高額所得者明渡事務処理要綱を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市営住宅高額所得者明渡事務
処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市営住宅管理条例(平成9年亀岡市条例第48号。以下「条例」という。)及び亀岡市営住宅管理条例施行規則(平成9年亀岡市規則第40号。以下「規則」という。)に規定する高額所得者に対する市営住宅の明渡請求等の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談及び指導)

第2条 規則第17条の規定による通知後、市営住宅の明渡しに関する相談、指導等を行うため、高額所得者に対し市営住宅明渡相談書(別記第1号様式)の提出を求めるものとする。

2 市営住宅の明渡しに関する相談、指導等は、高額所得者に対する明渡請求制度の説明及び前項の市営住宅明渡相談書の検討のほか、必要があると認めるときは、住宅のあっせん等を行い、又は市営住宅明渡計画書(別記第2号様式)の提出を求め、その内容を審査することにより行うものとする。

(明渡請求書の送達方法)

第3条 規則第19条の市営住宅明渡請求書は、配達証明付き内容証明郵便により送達するものとする。

(訴訟の提起等)

第4条 条例第32条第1項に規定する明渡期限(規則第20条の規定により明渡期限の延長を行った場合は、その延長した明渡期限)が到来し、なお市営住宅を明け渡さない者については、建物明渡請求等に関する訴訟の提起、和解又は調停の申立てその他必要な措置を講じるものとする。

(強制執行の申立て)

第5条 高額所得者が、前条の規定による訴訟、和解又は調停に関して明渡請求等を認める判決、和解又は調停が確定したにもかかわらずそれに従わないときは、強制執行の申立てを行うものとする。

(記録の管理)

第6条 高額所得者の明渡計画及び明渡請求等に係る記録の管理は、高額所得者個別票(別記第3号様式)により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

市営住宅明渡相談書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所	住宅		号
住宅名	電話		—
入居者氏名			

1 世帯員構成

氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先名(電話)
1	名義人	・ ・		
2		・ ・		
3		・ ・		
4		・ ・		
5		・ ・		
6		・ ・		

※ 就職していない場合には、「職業」欄に主婦・高校2年・専門学校1年等と記入してください。

※ 住民票(世帯全員分)を添付してください。

2 勤務先状況(名義人又は主たる所得者について)

氏名	勤務先名	所在地(電話)
役職名	勤続年数	業務内容

3 次の住宅(○印)に移転を計画している方(年 月 日明渡予定)

- (1) 賃貸住宅に入居予定
- (2) 分譲住宅を購入契約した、又は契約予定
- (3) 住宅建設の工事請負契約をした、又は契約予定

4 市営住宅の明渡しについて、お考えをお示しください。

- (1) 自力移転する(住宅購入・賃貸住宅・社宅・実家)。
- (2) 住宅の購入に当たり、金融機関から融資を受けたい。
- (3) 公的住宅(都市再生機構等)のあっせんを希望する。
- (4) その他(具体的に記入してください)。

5 家庭事情

- (1) 1年以内に退職(定年)する。
- (2) 同居家族に結婚、独立等で移転する者がいる。
- (3) その他特別な事情

訓 令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第3条に規定する部長」を「第3条に規定する室長及び部長」に改める。

第4条第2項中「主管部」を「主管する室及び部（以下「部」という。）」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第9条の2を第9条とする。

第10条（見出しを含む。）中「経済部長」を「産業観光部長」に改める。

第13条の2から第14条の2までを次のように改める。

（政策推進課長の専決事項）

第13条の2 次の事項は、政策推進課長が専決する。

- (1) JR関連整備工事の設計、監督及び検査（別に定めるものを除く。）に関する事
- (2) JR関連整備事業の調査及び測量に関する事
- (3) 1件3,000,000円未満の工事箇

所及び工事目的の定まっている工事の施行決定並びに契約に関する事。

（安全安心まちづくり課長の専決事項）

第14条 セーフコミュニティの推進に必要な資料の収集及び調査に関する事は、安全安心まちづくり課長が専決する。

（夢ビジョン推進課長の専決事項）

第14条の2 市政運営に必要な資料（別に定めるものを除く。）の収集及び調査に関する事は、夢ビジョン推進課長が専決する。

第15条の2（見出しを含む。）中「執行管理課長」を「契約検査課長」に改める。

第20条第1号中「環境事業課」を「環境クリーン推進課」に改める。

第21条（見出しを含む。）中「環境事業課長」を「環境クリーン推進課長」に改める。

第28条（見出しを含む。）中「農政課長」を「農林振興課長」に改め、同条に次の3号を加える。

- (4) 林業の改良研究及び経営指導に関する事
- (5) 林業施設工事の調査、設計、監督及び検査（別に定めるものを除く。）に関する事
- (6) 1件3,000,000円未満の工事箇所及び工事目的の定まっている工事の施行決定並びに契約に関する事。

第29条（見出しを含む。）中「農林整備課長」を「国営事業推進課長」に改め、同条第1号及び第2号中「除く」を「含む」に改め、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

第30条及び第31条を次のように改める。

（ものづくり産業課長の専決事項）

第30条 次の事項は、ものづくり産業課長が専決する。

- (1) 商工業者の経営指導に関する事
- (2) 商工関係諸団体の指導育成に関する事

(3) 計量器検査の実施に関すること。

(観光戦略課長の専決事項)

第31条 観光に係る軽易な企画及び宣伝に関することは、観光戦略課長が専決する。

第34条(見出しを含む。)中「桂川・広域交通課長」を「桂川・道路整備課長」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 街路工事、道路新設改良工事及び河川改良工事の設計、監督及び検査に関すること。

(2) 街路工事、道路新設改良工事及び河川改良工事の調査及び測量に関すること。

第35条(見出しを含む。)中「道路河川課長」を「土木管理課長」に改める。

第39条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「ととのわない」を「整わない」に改める。

第39条第2項を次のように改める。

2 副課長の勤務場所が別にある課においては、副課長の共通専決事項を課長の共通専決事項に読み替えることができる。

別表第2決裁者の欄中「部長、資産活用プロジェクト理事」を「部長」に、「課長、資産活用プロジェクト参事」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市行政改革推進本部設置要綱等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市行政改革推進本部設置要綱等の一部を改正する訓令

(亀岡市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第1条 亀岡市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年亀岡市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画管理部企画政策課」を「企画管理部夢ビジョン推進課」に改める。

(亀岡市事務事業評価実施要綱の一部改正)

第2条 亀岡市事務事業評価実施要綱(平成15年亀岡市訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「企画政策課長」を「夢ビジョン推進課長」に改める。

第10条中「企画管理部企画政策課」を「企画管理部夢ビジョン推進課」に改める。

(亀岡市職員の政策研究に関する要綱の一部改正)

第3条 亀岡市職員の政策研究に関する要綱(平成21年亀岡市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「企画政策課長」を「夢ビジョン推進課長」に改める。

第16条中「企画管理部企画政策課」を「企画管理部夢ビジョン推進課」に改める。

(亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部改正)

第4条 亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱(平成17年亀岡市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第4条を次のように改める。

(構成)

第4条 委員会は、契約検査課長、総務課長、財政課長、環境政策課長、こども福祉課長、ものづくり産業課長、都市計画課長、営業課長及び教育総務課長により構成する。

第5条第2項中「執行管理課長」を「契約検査課長」に改め、同条第4項中「商工観光課長」を「ものづくり産業課長」に改める。

第8条中「執行管理課」を「契約検査課」に改める。

(亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部改正)

第5条 亀岡市工事請負業者選定事務処理要領(昭和45年亀岡市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「執行管理課長」を「契約検査課長」に、「財政課長、人権啓発課長、農林整備課長、商工観光課長」を「人権啓発課長、財政課長、国営事業推進課長、ものづくり産業課長」に、「道路河川課長」を「桂川・道路整備課長、土木管理課長」に改め、同条第7項中「執行管理課」を「契約検査課」に改める。

第6条中「執行管理課長」を「契約検査課長」に改める。

第7条第2項中「執行管理課長」を「契約検査課長」に、「財政課長、人権啓発課長、農林整備課長、商工観光課長」を「人権啓発課長、財政課長、国営事業推進課長、ものづくり産業課長」に、「道路河川課長」を「桂川・道路整備課長、土木管理課長」に改め、同条第11項中「執行管理課」を「契約検査課」に改める。

第11条中「つとめなければならない」を「努めなければならない」に改める。

第12条中「執行管理課長」を「契約検査課長」に改める。

(工事請負契約に係る工事の検査の実施区分に関する規程の一部改正)

第6条 工事請負契約に係る工事の検査の実施区分に関する規程(昭和63年亀岡市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「企画管理部執行管理課」を「企画管理部契約検査課」に、「執行管理課」を「契約検査課」に改める。

第2条中「執行管理課」を「契約検査課」に、「執行管理課長」を「契約検査課長」に改める。

(亀岡市公正入札調査委員会設置要綱の一部改正)

第7条 亀岡市公正入札調査委員会設置要綱(平成16年亀岡市訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「執行管理課長」を「契約検査課長」に改める。

第5条中「企画管理部執行管理課」を「企画管理部契約検査課」に改める。

(亀岡市建設工事事故調査委員会設置要綱の一部改正)

第8条 亀岡市建設工事事故調査委員会設置要綱(平成16年亀岡市訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「執行管理課長」を「契約検査課長」に、「農林整備課長、商工観光課長」を「国営事業推進課長、ものづくり産業課長」に、「桂川・広域交通課長、道路河川課長」を「桂川・道路整備課長、土木管理課長」に改める。

第6条中「企画管理部執行管理課」を「企画管理部契約検査課」に改める。

(亀岡市公共工事等入札・契約制度検討委員会設置要綱の一部改正)

第9条 亀岡市公共工事等入札・契約制度検討委員会設置要綱(平成19年亀岡市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「執行管理課長、企画政策課長」を「夢ビジョン推進課長、契約検査課長」に、「農林整備課長、商工観光課長」を「国営事業推進課長、ものづくり産業課長」に、「道路河川課長」を「桂川・道路整備課長、土木管理課長」に改める。

第4条第2項中「執行管理課長」を「契約検査課長」に改める。

第6条中「企画管理部執行管理課」を「企画管理部契約検査課」に改める。

(亀岡市土地開発公社経営健全化計画推進本部設置要綱の一部改正)

第10条 亀岡市土地開発公社経営健全化計画推進本部設置要綱(平成20年亀岡市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第7条中「資産活用プロジェクト」を「政策推進室政策推進課」に改める。

(亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱の一部改正)

第11条 亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱(平成13年亀岡市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境市民部環境事業課」を「環境市民部環境クリーン推進課」に改める。

(亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱の一部改正)

第12条 亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱(平成13年亀岡市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「経済部長」を「産業観光部長」に改める。

第5条中「経済部商工観光課」を「産業観光部ものづくり産業課」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

- 産業観光部長
- 夢ビジョン推進課長
- 自治防災課長
- 環境政策課長
- 環境クリーン推進課長
- こども福祉課長
- ものづくり産業課長
- 都市計画課長
- 桂川・道路整備課長
- 教育総務課長

(亀岡市道路河川愛護奨励規程の一部改正)

第13条 亀岡市道路河川愛護奨励規程(昭和31年亀岡市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「道路河川課長及び道路河川課管理係長」を「土木管理課長及び土木管理課担当係長」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市交流会館事務処理規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市交流会館事務処理規程

(趣旨)

第1条 亀岡市交流会館（以下「交流会館」という。）の事務処理に関しては、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(職員)

第2条 交流会館に館長を置く。

(職務)

第3条 館長は、市民協働課長の命を受け、交流会館に属する事務を総括する。

(分掌事務)

第4条 交流会館における分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の收受、発送及び整理に関する事。
- (3) 交流会館の管理及び運営に関する事。
- (4) その他交流会館に関する事。

(事務の専決)

第5条 館長は、分掌事務のうち、次の各号に掲げる事項については、専決することができる。

- (1) 定例又は軽易な申請、届出及び報告に関する事。
- (2) 軽易な調査、照会、回答及び通知に関する事。
- (3) 交流会館の使用許可に関する事。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第10号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により亀岡市篠町篠牧田土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により公告する。

平成24年3月8日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 施行者の住所及び名称
京都市右京区山ノ内荒木町7番地58
株式会社 嵯峨野不動産
- 2 事業施行期間
平成22年12月20日から
平成26年3月31日まで
- 3 施行地区
亀岡市篠町篠合戦野、牧田、松ヶ池及び
芦原の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
亀岡市篠町篠牧田土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
京都市右京区山ノ内荒木町7番地58
- 6 施行認可の年月日
平成22年12月20日
- 7 変更認可の年月日
平成24年3月8日

「揭示済」

亀岡市公告第11号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成24年4月16日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成24年4月17日（縦覧期間満了の日の翌日）から平成24年5月1日までにこれを申し出ることができる。

平成24年3月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

自 平成24年3月16日

至 平成24年4月16日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市役所 経済部農政課

「揭示済」

亀岡市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定により農業経営基盤強化促進基本構想を変更したので、同条第6項の規定により公告する。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

名 倉 正 子
 法 貴 靖 之
 人 見 正
 服 部 美智子
 佐 藤 英 夫
 斉 藤 久 子
 中 島 義 一
 西 村 隆

亀岡市公務災害補償等認定委員会委員に委嘱します

平成24年3月1日

(各 通)

青 山 公 三
 石 田 武 夫
 井 内 邦 典
 内 山 隆 夫
 大 西 辰 彦
 澤 田 徳 子
 清 水 宏 一
 下 村 高 史
 関 本 孝 一
 曾 我 実
 田 中 美賀子
 手 塚 恵 子
 富 野 暉一郎
 内 藤 太 郎
 中 川 重 年
 原 田 禎 夫
 森 田 真奈武
 矢 田 勲
 山 口 みどり

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

平成24年3月2日

藤 本 弘

亀岡市監査委員の辞職を承認します

平成24年3月31日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年3月5日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

1 監査の種類 平成23年度財政援助団体監査

2 監査の対象及び範囲

財団法人生涯学習かめおか財団の次の財政援助にかかる出納その他の事務及び生涯学習部市民協働課の同財政援助に係る事務の執行について

財団法人生涯学習かめおか財団

平成22年度財団法人生涯学習かめおか財団補助金

61,743,535円

3 監査の期間

財団法人生涯学習かめおか財団

平成23年12月14日から平成24年2月27日まで

4 監査の方法 団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し監査を実施した。

5 団体及び補助金の概要

財団法人生涯学習かめおか財団

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

財団法人生涯学習かめおか財団（以下、「生涯学習財団」という。）は、地域住民の自発性に基づく生涯にわたる学習要求に応えるため、生涯学習の機会や情報の提供等必要な事業を行い、もって、生涯学習の推進に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- ・生涯学習の振興に関する調査研究
- ・生涯学習の振興に関する啓発及び普及
- ・生涯学習の振興に資する講座・講演会・先導的事業等の開催及び援助
- ・生涯学習の振興に資する国際化の推進
- ・生涯学習の振興に資する事業の受託
- ・公共団体等から委託を受けた生涯学習施設の管理運営

イ 組織（平成23年3月31日現在）

役員	顧問	5人	理事長	1人
	副理事長	3人	常務理事	1人
	理事	12人	監事	2人
	評議員	25人		
事務局	事務局長	1人（兼務）	部長	1人
	課長	3人（兼務2人）	係長	2人
	主任	1人	主査	9人
	主事	4人	嘱託	3人
	臨時職員	10人		

※常務理事は事務局長・課長を兼務

※部長は課長を兼務

ウ 主な事業実施状況（平成22年度実績）

事業の内容		実施状況等
生涯学習に関する情報サービス	財団情報誌「Manabian」の発行	年1回発行（3月）
	ギャラリーニュースの発行	毎月1回/12回発行
自発的生涯学習活動の積極的助成と促進	生涯学習助成事業	交付団体 9団体 助成金額 860,000円
	かめおか市民活動推進センターの運営及び活動の支援	登録団体紹介冊子の制作、配布 情報誌「ねっとくん」の制作、配布 七夕まつりの開催 かめおか市民活動推進センター開設1周年記念 シェイク&シェイク my 団体の広報作り勉強会
	亀岡市美術展	開催期間 9月11日（土）～20日（月・祝） 出展者数 一般の部 94人（105点出展） 依嘱の部 33人（33点出展） 期間中入場者 2,394人

	<p>亀岡市民文化祭</p>	<p>開催期間 11月13日（土）、14日（日） 出演団体数 展示の部 25団体（367点出展） 舞台の部 46団体（457人参加） 入場者 3,100人</p>
<p>生涯学習機会提供事業</p>	<p>生涯学習公開講座 コレージュ・ド・カメオカ</p>	<p>財団設立20周年記念式典・講演会 ○第59回コレージュ・ド・カメオカ 5月16日（日） 「お茶のこころ」 講師：千 玄室 （裏千家15代家元、(財)日本国際連合協会 会長、日本・国連親善大使） 参加者：450人</p> <p>○第60回コレージュ・ド・カメオカ 11月7日（日） 「悩むということについて」 講師：姜 尚中（東京大学大学院教授） 参加者：1,300人</p> <p>第10回「生涯学習賞」贈呈式 ○第61回コレージュ・ド・カメオカ 2月13日（日） 「人生100年 学んで生きる」 講師：樋口 恵子 （特定非営利活動法人 高齢社会をよくする女性の会理事長） 参加者：350人</p>
	<p>～ダイナミックかめおか～ 丹波学トーク</p>	<p>○第68回 6月19日（土） シリーズ「丹波再発見」本能寺の変 仁木 宏（大阪市立大学大学院文学研究科 教授）ほか 参加者：250人</p> <p>○第69回 11月28日（日） シリーズ「丹波再発見」 城下町の歴史と今、未来について 大場 修（京都府立大学大学院教授）ほか 参加者：70人</p> <p>○第70回 3月13日（日） シリーズ「丹波再発見」 地域再発見から地域づくりへ ～三丹の過去・現在・未来～ 宗田好史（京都府立大学教授）ほか 参加者：200人</p>
	<p>亀岡生涯学習市民大学</p>	<p>第1講～第8講（全8講）、特別講座 延べ参加者：1,452人</p>

	<p>先人に学ぶガレリアフォーラム 「丹波亀山城築城400年」</p> <p>—光秀・秀吉・高虎—丹波亀山城をめぐる天下の動向</p>	<p>○「丹波亀山城築城400年」10月9日（土）シンポジウム パネリスト 三浦正幸（広島大学大学院教授） 藤田達生（三重大学教育学部教授） 永光 寛 （亀岡市文化財保護委員会委員） コーディネーター 黒川孝宏（亀岡市文化資料館館長） 参加者：200人</p>
	<p>京都学園大学・(財)生涯学習かめおか財団協働事業 第1回市民講演会 ～暮らしに活かせる法～</p>	<p>第1部「お金と預金の相続法」9月25日（土） 講師 宮川 不可止 （京都学園大学法学部長） 第2部「最近の消費者問題」 講師 カライスコス・アントニオス （京都学園大学法学部専任講師） 参加者 90人</p>
	<p>京都学園大学・(財)生涯学習かめおか財団協働事業 第2回市民講演会</p>	<p>「環境問題のウソとホントを考える」 1月29日（土） 講師 金川 貴博 （京都学園大学バイオ環境学部長・教授・農学博士） 参加者 90人</p>
	<p>第20回 いきいき亀岡ライフUPセミナー</p>	<p>「若さと健康をつくるウォーキング！！」 2月19日（土） 講師 岡本 香代子 （歩行研究者・医学博士・京都大学非常勤講師） 参加者：200人</p>

(2) 補助金の概要

平成22年度に亀岡市から生涯学習財団へ交付された補助金額は61,743,535円で、その内訳は次のとおりである。

(単位：円)

補助対象事業等	事業費	補助金額	補助内訳等
財団人件費補助	51,660,091	48,041,091	<p>役員報酬 560,000 （理事会、評議員会等） 委員報酬 30,000 （生涯学習事業助成審査委員会） 給料（10人分） 27,047,044 事務局長、企画総務部長 企画課長（派遣職員）、 総務会計課2人、企画課5人 諸手当等 10,709,629 福利厚生費 5,409,083 退職給与引当金 4,285,335</p>

財団管理費補助	2,253,769	2,173,768	財団運営事務経費 賃借料 502,635 委託費 1,322,748 負担金支出 142,000 租税公課 80,000 消耗品費ほか 126,385
財団事業費補助	16,646,503	11,528,676	コレージュ・ト・カマカ他事業経費 諸謝金 2,255,768 委託費 5,858,565 助成金支出 860,000 印刷製本費 1,367,614 旅費交通費 125,570 通信運搬費 167,283 消耗品費ほか 893,876
合計	70,560,363	61,743,535	

6 監査の結果

監査の結果はおおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

「揭示済」

 亀岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年3月21日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>経済部 農林整備課</p> <p>1 随意契約事務についての監査結果</p> <p>(3) 随意契約の適用条項の理由は適正か。</p> <p>随意契約の適用条項において、第1号と第5号を適用していた。</p> <p>については、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p>	<p>平成23年4月から、随意契約に係る予定価格が亀岡市財務規則第116条第1項各号に規定された金額以下であれば第1号を適用することを徹底し、適切な事務処理を行うこととした。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年3月22日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

1 定期監査の結果について

- (1) 監査の期間 平成24年1月20日～平成24年3月19日
- (2) 監査対象課 まちづくり推進部
(都市計画課、都市整備課、桂川・広域交通課、道路河川課、建築住宅課)
- (3) 監査の対象 監査対象課にかかる平成23年度の財務に関する事務の執行について
- (4) 監査の方法 財務に関する事務の執行について、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、関係各課長等への質問調査を行った。
- (5) 監査の結果 監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。
なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

ア 都市計画課

(ア) 市有地占用料にかかる収入事務について、調定を行う前に納入通知書が送付され事後調定となっているものがあった。

地方自治法及び同施行令並びに財務規則には、歳入を収入する時は、調定を行った後、必要事項を記載した納入通知書で納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 市有地占用料の納入通知書において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が財務規則で定めた日ではなかった。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 都市整備課

(ア) 公園占用料、公園使用料及び市有地占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月28日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 都市公園の占用許可事務について、許可申請書に占用の期間が記載されていないものがあった。

都市公園法第6条第2項及び亀岡市都市公園条例第8条第2項には、許可を受けようとするものは占用の目的、占用の期間、占用の場所等を記載した申請書を提出しなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 市有地占用料にかかる許可事務について、許可申請書に占用の期間が記載されていないものがあった。

財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 桂川・広域交通課

のどかめロード実費収入において、実費負担額を3箇月ごとに精算し請求しているが、納期限を納入通知書を発する日の月末に設定されていた。

財務規則には、会計年度単位、月単位又は日単位で定めた収入金以外の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 道路河川課

(ア) 道路占用料及び河川占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月28日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日に当たるときはその翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

- (イ) 道路占用許可事務及び河川占用許可事務において、使用許可申請書に、占用期間が記載されていないものがあつた。

道路法第32条第2項には、占用目的、期間、場所等を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならないと規定されている。また、河川法施行規則第12条に別記様式により記載事項が定められている。

占用料の算出根拠となる事項であり、規定に基づき適正な事務処理をされたい。

- (ウ) 道路占用料において、許可後、約6ヶ月が経過するなか占用料の納入されていないものがあり、督促などの対応記録が整備されていないものがあつた。

道路法第73条には、納入すべき占用料を納付しないものがある場合、道路管理者は、督促状によって期限を指定して督促しなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

- (エ) 市道境界確定等に係る奥書証明手数料において、証明書交付時に納入通知が発せられ、幾日か経過した後に手数料が納付されているものがあつた。

亀岡市手数料徴収条例第4条には、手数料は申請があつた際に、申請者から徴収すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理となるよう改められたい。

- (オ) 道路新設改良事業費、河川改良事業費等に係る事務補助者等賃金の支出事務において、複数の事業に係る複数の臨時的任用職員の任用を一括して処理しているが、各事業に係る事務計画、担任割合等が明確でなかった。

賃金の支出にあたっては、各事業への従事内容、担任割合等を明確にし、適正な事務処理をされたい。

オ 建築住宅課

- (ア) 市有地占用許可事務において、使用許可申請書に、占用期間が記載されていないものがあつた。

財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

- (イ) 市有地占用料において、占用料を無償とする理由が不明瞭なものがあつた。

地方自治法第225条の法意は、原則的には適正な額による使用料を徴収すべきであると解されており、公益上の理由その他特別の理由により減額・免除する場合は、その理由を具体的に示す必要がある。

適切な事務処理となるよう改善されたい。

以上が、まちづくり推進部にかかる平成23年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

◎総括事項

今年度の監査にあたっては主に次の事項を主眼において実施した。

監査の主眼

- ・財務に関する事務の執行が適正に行われているか。
- ・予算執行が計画的にかつ効果的に進められているか。
- ・事務事業の執行において経済性、効率性を重視しているか。

今回の監査対象部については、歳入関係において、市有地占用料を事後調定としているもの、目的外使用許可物件における占用料の納期限が誤っているもの、許可申請書に占用期間が記載されていないものなど基本的な事務処理が行われていない事例が見受けられた。財務規則等に基づく適正な事務処理の徹底を図られたい。

また、道路維持作業委託や街路灯修繕依頼等に係る決裁簿において、決裁事項が鉛筆書きで処理されていた。当該処理は支出負担行為をなすものであり、安易な事務処理となることは厳に慎むとともにチェック体制の強化を図り、業務の信頼性の確保に努められたい。

今後も開かれた市政の推進と更なる効率的な行政運営の確立を目指し、内部統制を常に点検し、各課においては全ての事務事業における事業効果を検証したうえで、市民福祉の増進に努められることを強く望むものである。

2 行政監査の結果について

(1) 監査のテーマ 随意契約事務について

(2) 監査の目的

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に選定した特定の者を相手として締結する契約のことである。

随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比べ手続きが簡略であること、また、契約の目的に適した業者を選定でき、履行の確実性が確保できるという利点がある。しかし、その運用を誤ると相手方の固定化を招き、しかも契約自体が情実に流され、公正を妨げる事態を生じさせるおそれがある。

については、随意契約の事務の内容を審査し、それら事務の適法性、公平性、効率性等を主眼に監査した。

(3) 着眼点

ア 関係法令等に基づき事務処理が適正にされているか。

(ア) 競争入札にすべきものはないか。

(イ) 随意契約の理由が記載されているか。

(ウ) 予定価格は設定されているか。

イ 業者見積もりによる場合、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。

ウ 同様の業務内容に対して、契約間で積算単価に相違はないか。

エ 随意契約の理由は適正か。(地方自治法施行令第167条の2第1項の各号)

- (ア) 第1号 予定価格が規則で定める金額以下のもの。
- (イ) 第2号 性質又は目的が競争入札に適しないもの。
- (ウ) 第3号 特定の施設等から規則で定める手続きにより物品等を調達する契約をするとき。
- (エ) 第4号 特定の者が新商品として生産する物品を、規則で定める手続きにより買入れる契約をするとき。
- (オ) 第5号 緊急の必要によるもの。
- (カ) 第6号 競争入札に付することが不利なもの。
- (キ) 第7号 著しく有利な価格で契約できるもの。
- (ク) 第8号 入札者又は落札者がいないとき。
- (ケ) 第9号 落札者が契約を締結しないとき。

オ 一者特命の随意契約の場合、他の業者でもできる業務内容となっていないか。

カ 社会情勢の変化等に伴って随意契約の見直しがされているか。

- (4) 監査の対象 平成23年4月1日から同年12月31日までの間に締結した随意契約、又は、効力を有している随意契約のうち、1件30万円（工事請負契約については50万円）以上の随意契約（単価契約については、年間支出予定総額で判断した）。
- (5) 監査の期間 平成24年1月20日～平成24年3月19日
- (6) 監査対象課 まちづくり推進部
（都市計画課、都市整備課、桂川・広域交通課、道路河川課、建築住宅課）
- (7) 監査の方法 監査対象課から提出された行政監査調書の中から、抽出を行い関係書類の提出を求め、関係各課長等への質問を行った。
- (8) 随意契約事務の状況

行政監査調書の集計結果の概要は次のとおりであった。

ア 課別随意契約状況について

まちづくり推進部での随意契約の件数は、合計62件であった。各課の状況は表1のとおりである。

道路河川課が28件（45.1%）で最も多いが、その主な要因は、道路維持修繕によるものであった。

表1 課別随意契約件数

課名	件数（件）	構成比（%）	内、1人から見積書徴した件数	
			件数（件）	構成比（%）
都市計画課	1	1.6	1	2.4
都市整備課	15	24.2	9	21.4
桂川・広域交通課	5	8.1	5	11.9
道路河川課	28	45.1	19	45.2
建築住宅課	13	21.0	8	19.1
合計	62	100	42	100

イ 見積書を徴した人数について（法的根拠規定別）

随意契約における見積書の徴集については、財務規則において、「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。

表2のとおり見積書を「1人」から徴しているものが最も多く全体の62件のうち、42件（67.7%）となっている。この42件のうち、法的根拠規定第2号が17件で40.5%であり、第6号が13件で30.9%であり他の条項を適用しているものが12件で28.6%となっている。

表2 見積書を徴した人数の法的根拠規定別件数

（単位：件）

根拠規定 見積書を徴した人数	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	合計	構成比 (%)
1人	4	17	2	0	3	13	3	0	0	42	67.7
2人	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.6
3人	10	0	0	0	0	1	0	0	0	11	17.8
4人	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.6
5人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
6人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
徴していない	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1.6
未記入	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	9.7
合計	16	24	2	0	3	14	3	0	0	62	100

- (9) 監査の結果 随意契約理由の記載状況、予定価格の設定内容及び随意契約の適用理由の適正について監査した結果、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善、検討を要する事項が認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

ア 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令で明示されており、一般競争入札による以外はその理由がなければならない。

したがって、随意契約とする理由及び適用条項を決裁書類に記載するのが適当である。

しかし、決裁書類に適用理由及び適用条項が記載されていないものがあった。

〔都市整備課〕

土地賃貸借契約において、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項が記載されていなかった。

〔桂川・広域交通課〕

土地・建物賃貸借契約において、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項が記載されていなかった。

については、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項を記載されたい。

イ 予定価格は設定されているか。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の一応の基準となる価格である。

財務規則第116条第4項で一般競争入札の予定価格の設定規定に準じて予定価格を定めなければならないとしており、第110条第4項で予定価格を定める場合においては、「当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない。」としている。

また、「予定価格の取扱いについて」（平成23年4月27日付け23執第1004号企画管理部長通知）で、3(2)予定価格の明示の方法①「(略) 予定価格調書を省略する場合においても、支出負担行為等において予定価格を明示するとともに、参考設計や参考見積りなど積算の根拠となるべき資料（設計者又は積算者及び検算者を明記すること）を付するものとする。」の規定がある。

なお、競争入札の予定価格と随意契約の予定価格の異なる点は、次のとおりである。

- (ア) 見積書の提出者と必ず契約を締結しなければならないということではないこと。
- (イ) 随意契約の予定価格は、競争契約の予定価格と違って、単なる契約基準にすぎないので、必ずしもこの制限内で契約を結ぶ必要がないこと。
- (ウ) 価格だけで有利な者と契約をする必要がないこと。

このように随意契約の性格からして予定価格の必要性というものは、競争入札の予定価格とは異なっているが、随意契約といえども地方公共団体にとって最も有利な者と契約することにおいてなんら変わることはないので、予定価格を作成すべきである。

しかし、次のとおり予定価格が設定されていないものがあった。

[都市整備課]

決裁書に、「賃借料等」とあるものの、予定価格が記載されていないものがあった。

[桂川・広域交通課]

決裁書に、「賃貸借契約額」とあるものの、予定価格が記載されていないものがあった。

については、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。

ウ 随意契約の適用条項と理由は適正か。

随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に規定されている。

予定価格が、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び別表第五に基づく地方公共団体の規則で定める金額以下の契約を締結する場合には随意契約によることができる。

第1号の趣旨は、契約事務の簡略化という考えのもとに、契約金額の少額のものには競争入札に付さないで良いとしたものである。つまり、第1号に該当する場合には、第2号以下の各号に規定する要件を充足するかどうかについて判断をする必要はない。

しかし、次のとおり第2号以下を適用しているものの中に予定価格が第1号の金額の範囲内のものがあった。

〔道路河川課〕

予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第5号及び第6号を適用しているものがあった。

については、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。

エ 総括事項

随意契約は、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。

一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約の締結方法の例外であることを再認識しなければならない。

特命随意契約の場合においては、競争を通じた妥当性の検証が期待できないことからより慎重かつ厳正な運用を求められる。他社を排除しその1者を選定した具体的理由についても妥当性を判断するに足りる適切な理由を明確にし、透明性、公平性に留意されたい。

また、これらの契約事務執行にあたって、仕様書の内容の精査、予定価格の適正な設定、見積書徴集時には積算根拠がわかる見積書を徴収する等工夫し常にコスト意識を持ち経済性を追求されたい。

地方自治法第208条で、会計年度独立の原則を定めており、契約締結期間は原則として本年度限りである。

しかし、この原則を貫徹するとかえって不経済、非効率を生じさせる場合があり、例外として債務負担行為及び長期継続契約などが定められている。

については、次年度以降予算の裏付けのない契約において、契約期間の自動更新条項を規定しているものは、地方自治法に基づき実態に即した適正な契約方法となるよう検討し、契約額の見直す機会を確保するとともに、事務の効率化を図られたい。

なお、昨年度に引続き随意契約事務について行政監査を実施し、他の部署においても契約事務全般にわたり適時点検するよう指導したところである。

しかしながら、繰り返し同様の指摘を行わなければならないことは遺憾である。再度、法令等に基づく事務の取り扱いを徹底されたい。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市中央公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市中央公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市中央公民館使用条例施行規則（昭和45年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日まで
 - (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで
- 別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

1, 495人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

24,913人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成24年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

12,457人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

平成24年3月31日に招集された亀岡市選挙管理委員会において、次の者が委員長に選挙された。

平成24年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

住所 亀岡市大井町土田1丁目12番8号
氏名 野崎 千恵子

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

亀岡市農業委員会の選挙された委員の解任請求に要する各選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成24年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 第1選挙区 799人
- 第2選挙区 868人
- 第3選挙区 733人
- 第4選挙区 834人

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第1号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月21日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

- 1 登録団体
 亀岡教職員組合
 代表者役職氏名 執行委員長 福嶋儀治
 (主たる事務所所在地)
 亀岡市大井町並河坂井50
 亀岡教育会館
- 2 登録年月日 平成24年3月21日
- 3 登録番号 平成24年公平第1号

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部職員就業規程（昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に、「別表第2の4の項」を「別表第1の4の項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月2日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業会計規程（平成9年亀岡市公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「実地たな卸」を「実地棚卸し」に改める。

目次中「第3節 たな卸」を「第3節 棚卸し」に改める。

第58条第1項中「たな卸経理」を「棚卸経理」に改める。

第5章第3節の節名を次のように改める。

第3節 棚卸し

第75条第3項及び第77条第1項中「たな卸表」を「棚卸表」に改める。

第78条の見出し中「たな卸修正」を「棚卸修正」に改め、同条中「たな卸表」を「棚卸表」に改める。

第119条第1号中「たな卸の」を「棚卸しの」に改める。

別表第1の(2)の整理勘定中

「

固定資産売却代金			
	固定資産売却代金		
		有形固定資産売却代金	
		無形固定資産売却代金	

」

を

「

固定資産売却代金	固定資産売却代金			
		有形固定資産売却代金		
	貸付金返還金	水洗便所改造貸付金返還金		
			水洗便所改造貸付金返還金	

」

に、

「

	固定資産購入費		
		固定資産購入費	

」

を

「

貸付金	固定資産購入費			
		固定資産購入費		
	水洗便所改造貸付金	水洗便所改造貸付金		
			水洗便所改造貸付金	

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第5号

亀岡市上下水道部処務規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部処務規程（昭和48年亀岡市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「上下水道総務課」を「営業課」に改める。

別表第1中「上下水道総務課」を「営業課」に、「管理普及係 公共下水道係 地域下水道係」を「普及係 管理係 建設係」に改める。

別表第2中「上下水道総務課」を「営業課」に、

「

水道料金センターに関すること。

」

を

「

水道料金センターに関すること。

飲料水安定確保対策事務に関すること。（水道課の所属に関するものを除く。）

」

に、

「

水道未普及地域対策に関すること。

」

を

「

水道未普及地域対策に関すること。

飲料水安定確保対策事務に関すること。（営業課の所属に関するものを除く。）

」

に、「公共下水道及び地域下水道」を「下水道」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第6号

亀岡市上下水道部決裁規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部決裁規程（昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「あつては」を「あつては」に、「誤つて」を「誤って」に改める。

第3条、第8条（見出しを含む。）及び第9条（見出しを含む。）中「上下水道総務課長」を「営業課長」に改める。

第13条中「一に」を「いずれかに」に、同条第2号中「ととのわない」を「整わない」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「上下水道総務課長」を「営業課長」に改める。

別表第1中「上下水道総務課長」を「営業課長」に改める。

別表第2中「上下水道総務課合議」を「営業

課合議」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第7号

亀岡市上下水道部庁舎管理規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部庁舎管理規程（昭和52年亀岡市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「並びに」を「及び」に改める。

第4条第2項中「上下水道総務課長をもつて」を「営業課長をもつて」に改める。

第6条第1項中「もつて」を「もって」に、同条第2項中「整理整とん」を「整理整頓」に改める。

第7条第2項中「整理整とん」を「整理整頓」に改める。

第9条第2項中「知つて」を「知って」に改める。

第10条第1項中「上下水道総務課長をもって」を「営業課長をもって」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第11条第1項中「もつて」を「もって」に改め、同条第4項中「取締に」を「取締りに」に改める。

第12条第2項中「上下水道総務課長」を「営業課長」に改める。

第13条第1項第3号中「はだか火」を「裸火」に改め、同項第4号中「すいがら」を「吸い殻」に改め、同項第6号中「申出て」を「申し出て」に改め、同条第2項中「取締る」を「取り締まる」に改める。

第18条第1項中「あつた」を「あった」に、同条第2項中「若しくは」を「又は」に改める。

第20条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 粗暴な行動若しくは泥酔等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは庁舎の施設を損傷し、汚損し、若しくはこれに落書きをする者又はこれらの行為をするおそれのある者

第20条第5号中「ねり歩く等」を「練り歩く等」に改め、同条第9号中「又は災害」を「若しくは災害」に、「きたすような行為をし、」を「来すような行為をする者」に改める。

別記第2号様式中「
様」を「(宛先)
」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道料金センター設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第8号

亀岡市水道料金センター設置規程の一部を改正する規程

亀岡市水道料金センター設置規程（平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「上下水道部上下水道総務課」を「上下水道部営業課」に改める。

第6条中「上下水道総務課」を「営業課」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第9号

亀岡市上下水道部職員被服等貸与
規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程（昭和
47年亀岡市水道事業管理規程第7号）の一部
を次のように改正する。

第4条第1項及び第3項中「き損」を「毀
損」に改める。

第5条ただし書中「上下水道総務課長」を
「営業課長」に改める。

別表第1中「（第2条、第4条関係）」を
「（第2条関係）」に、「上下水道総務課職
員」を「営業課職員」に改める。

別記様式中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行す
る。

「揭示済」

亀岡市上水道事業給水条例施行規程の一部を
改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第10号

亀岡市上水道事業給水条例施行規
程の一部を改正する規程

亀岡市上水道事業給水条例施行規程（昭和

58年亀岡市公営企業管理規程第11号）の一
部を次のように改正する。

第5条第2項中「並びに」を「及び」に改め
る。

第11条第1項及び第12条第2項中「一
に」を「いずれかに」に改める。

第22条第1項中「亡失又はき損した」を
「亡失し、又は毀損した」に改める。

第23条及び第24条第1項中「一に」を
「いずれかに」に改める。

第35条（見出しを含む。）中「呈示」を
「提示」に改める。

別記第1号様式から別記第9号様式までの規
定中「様」を「（宛先）」に
改める。

別記第10号様式中「すべて」を「全て」に、
「様」を「（宛先）」に、
「上下水道総務課決裁欄」を「営業課決裁欄」
に改める。

別記第13号様式、別記第14号様式及び別
記第16号様式中「様」を「（宛
先）」に改める。

別記第17号様式中「様」を「（宛
先）」に、「かし行為等」を「瑕疵行
為等」に改める。

別記第18号様式中「様」を「（宛
先）」に改める。

別記第19号様式中「様」を「（宛
先）」に、「かし担保期間」を「瑕疵
担保期間」に改める。

別記第20号様式及び別記第21号様式中
「様」を「（宛先）」に改め
る。

別記第22号様式中「かし担保」を「瑕疵担
保」に改める。

別記第23号様式中「様」を「（宛
先）」に改める。

別記第24号様式中「かし」を「^{かし}瑕疵」に改める。

別記第25号様式及び別記第26号様式中「
様」を「(宛先) 」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第11号

亀岡市上下水道部公印規程の一部
を改正する規程

亀岡市上下水道部公印規程（平成8年亀岡市公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「上下水道総務課長」を「営業課長」に、「すべて」を「全て」に改める。

第5条第1項中「上下水道総務課長」を「営業課長」に改め、同条第2項中「公印の紛失又は磨滅、き損等により使用に耐えなくなったとき及び」を「公印を紛失したとき、損傷により使用に耐えなくなったとき又は」に、「上下水

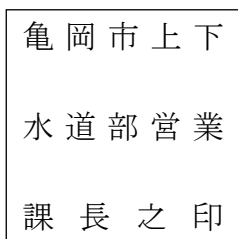
道総務課長」を「営業課長」に、同条第3項中「すべて上下水道総務課長」を「全て営業課長」に改める。

別表を次のように改める。

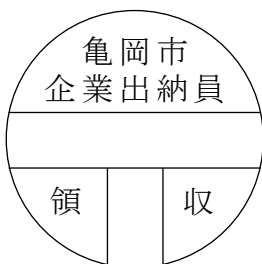
別表（第2条関係）

整理番号	名称	様式(別掲)	寸法	書体	使用区分	保管者	個数
1	亀岡市長之印	1	21mm 平方	隸書	亀岡市長名をもって する文書	営業課長	1
2	亀岡市長之印	2	直径 18mm	てん書	出納取扱金融機関等 に係る出納事務専用	企業出納員	1
3	亀岡市長職務代 理者印	3	21mm 平方	隸書	亀岡市長職務代理者 名をもってする文書	営業課長	1
4	亀岡市長職務代 理者之印	4	直径 18mm	てん書	出納取扱金融機関等 に係る出納事務専用	企業出納員	1
5	亀岡市上下水道 部長之印	5	20mm 平方	てん書	上下水道部長名を もってする文書	営業課長	1
6	亀岡市上下水道 部営業課長之印	6	20mm 平方	隸書	上下水道部営業課長 名をもってする文書	営業課長	1
7	亀岡市上下水道 部水道課長之印	7	20mm 平方	隸書	上下水道部水道課長 名をもってする文書	水道課長	1
8	亀岡市上下水道 部下水道課長之 印	8	20mm 平方	隸書	上下水道部下水道課 長名をもってする文 書	下水道課長	1
9	亀岡市長之印	9	直径 18mm	てん書	水道料金等の納入額 通知用	営業課長	1
10	亀岡市長職務代 理者印	10	直径 18mm	てん書	水道料金等の納入額 通知用	営業課長	1
11	亀岡市企業出納 員印	11	直径 25mm	楷書	企業出納員による収 納事務専用	企業出納員	2
12	亀岡市現金取扱 員印	12	直径 24mm	楷書	現金取扱員による水 道事業及び下水道事 業に係る収納事務専 用	営業課長	1
13	亀岡市現金取扱 員印	13	直径 15mm	楷書	現金取扱員による水 道事業及び下水道事 業に係る収納事務専 用（携帯専用）	営業課長	10
					現金取扱員による下 水道事業に係る収納 事務専用（携帯専 用）	下水道課長	2

別掲6を次のように改める。



別掲11を次のように改める。



附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第12号

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業会計規程（平成9年亀岡市公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「上下水道総務課長」を「営業課長」に改める。

第64条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第103条から第105条までの規定、第109条、第111条、第112条並びに第114条第1項及び第2項中「上下水道総務課長」を「営業課長」に改める。

別表第1の(1)の費用勘定中「棚卸資産のき損」を「棚卸資産の毀損」に改め、同表の(1)の資本勘定中

「

組入資本金		行令第25条及び地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号。以下「再評価則」という。）第11条の規定による組入額
-------	--	--

」

を

「

組入資本金		令第25条の規定による組入額
-------	--	----------------

」

に、

「

再評価積立金		令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額から、再評価則第10条の規定により再評価日現在の繰越欠損金をうめた額を控除した額
--------	--	--

」

を

「

再評価積立金		令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
--------	--	--

」

に、

「

減債積立金		法第32条第1項、令第24条第2項及び第3項の規定により積み立てた額
利益積立金		法第32条第1項、令第24条第1項の規定により企業債の償還に充てるため積み立てた額
建設改良積立金		令第24条第4項の規定により建設又は改良のために積み立てた額

」

を

「

減債積立金		亀岡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年亀岡市条例第27号。以下「水道条例」という。）第7条第1項の規定により企業債の償還に充てるために積み立てた額
利益積立金		水道条例第7条第1項の規定により欠損金をうめるために積み立てた額
建設改良積立金		水道条例第7条第1項の規定により建設改良工事に充てるために積み立てた額

」

に改め、同表の(2)の費用勘定中「棚卸資産のき損」を「棚卸資産の毀損」に改め、同表の(2)の資本勘定中

「

組入資本金		行令第25条及び再評価則第11条の規定による組入額
-------	--	---------------------------

」

を

「

組入資本金		令第25条の規定による組入額
-------	--	----------------

」

に、

「

再評価積立金		令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額から、再評価則第10条の規定により再評価日現在の繰越欠損金をうめた額を控除した額
--------	--	--

」

を

「

再評価積立金		令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
--------	--	--

」

に、

「

減債積立金		法第32条第1項、令第24条第2項及び第3項の規定により積み立てた額
利益積立金		法第32条第1項、令第24条第1項の規定により企業債の償還に充てるため積み立てた額
建設改良積立金		令第24条第4項の規定により建設又は改良のために積み立てた額

」

を

「

減債積立金		亀岡市下水道事業の設置等に関する条例（昭和55年亀岡市条例第9号。以下「下水道条例」という。）第7条第1項の規定により企業債の償還に充てるために積み立てた額
利益積立金		下水道条例第7条第1項の規定により欠損金をうめるために積み立てた額
建設改良積立金		下水道条例第7条第1項の規定により建設改良工事に充てるために積み立てた額

」

に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第2号

川東地区農業集落排水処理施設の供用を開始するので、亀岡市地域下水道条例（平成13年亀岡市条例第18号）第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成24年3月16日から2週間、亀岡市上下水道部下水道課において、縦覧に供する。

平成24年3月15日

亀岡市長 栗山正隆

1 供用開始日

平成24年3月31日

2 供用開始区域

馬路町 池尻・三軒屋・中・南・北の一部

馬路町 三ツ辻

千歳町 毘沙門・国分・中・小口の一部

千歳町 北谷・出雲・出雲台

河原林町 高野の一部

3 供用を開始する排水施設の位置及び方法

(1) 路線番号

馬路町 支線A35号～A38号 A51号
A56号 A105号～A111号
A114号～A116号
A118号～A131号
A133号～A158号
A160号～A163号
A181号～A189号 A196号
M1号～M42号

千歳町 支線B3号 B6号 B9号

B20号 B21号 B29号

B31号 B35号 B39号

B43号～B47号

B49号～B52号

B54号～B56号 B58号

B59号 B61号～B70号

B72号～B82号

B110号～B125号

B127号～B131号

B133号～B138号 B140号

B143号～B145号 B147号

B151号 B152号 B200号

B400号

C1号～C19号

C22号～C24号 C26号

C27号 C30号～C36号

C107号 C108号

河原林町 支線M109号

(2) 起点

亀岡市河原林町勝林島岩淵104

(3) 終点

亀岡市千歳町千歳平野垣内27

〃 千歳町毘沙門腰前11

〃 千歳町千歳白髭9

〃 馬路町高芝原24-4

(4) 方法

分流式

4 供用を開始する処理施設の位置及び方法

(1) 位置

亀岡市河原林町勝林島岩淵104

(2) 名称

川東浄化センター

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第3号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、平成24年3月16日から平成24年3月30日までの期間、亀岡市上下水道部下水道課において、縦覧に供する。

平成24年3月15日

亀岡市長 栗山正隆

1 供用及び汚水の処理を開始する年月日

平成24年3月31日

2 供用及び汚水の処理を開始する区域

古世町（西向林） 古世町3丁目、北古世町1丁目、中矢田町（岸ノ上・久保垣内）、下矢田町2丁目、荒塚町（鍛冶ケ嶋）、安町（小屋場）、河原町、余部町（岩ケ谷・天神又）、曾我部町春日部（大谷・西山田） 中（中小路・長瀬・宮ノ前） 寺（講殿・上下垣内・西川・桧尾） 法貴（上殿垣内・茶屋上又・茶屋下又） 南条（北向田・向山）、吉川町吉田（中天田）、稗田野町佐伯（岩谷ノ内稲荷谷・岩谷ノ内墓野・浦亦・飼条・源ノ坊・西勝寺・三重代・下峠・大門・墓野・水戸後） 太田（砂木原・土井ノ上・丸橋・溝ノ向・森・矢ノ田） 鹿谷（加茂・中村） 柿花（三十代・中道・吉岡・北ノ久保・畑ケ中） 奥条（大東・門田）、大井町並河（観並） 南金岐（丁田）、千代川町小林（植田・下戸） 千原（片ボコ・大門）、篠町王子（下上牧） 篠（観音芝・見晴・松ケ池） 馬堀（東垣内） 広田2丁目 森（上垣内）、東つつじヶ丘都台3丁目の各一部

3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の位置

路線名	起 点	終 点
国道9号線	千代川町小林下戸18番地4先	千代川町小林下戸32番地10先
市道 春日部法貴線	曾我部町春日部樋ノ口5番地1先	曾我部町春日部樋ノ口10番地3先
市道 茶屋下又寺縄壺1号線	曾我部町法貴茶屋下又7番地先	曾我部町法貴茶屋下又13番地1先
市道 茶屋下又寺縄壺2号線	曾我部町法貴茶屋下又2番地1先	曾我部町法貴茶屋下又3番地先
市道 茶屋下又寺縄壺3号線	曾我部町法貴茶屋下又1番地2先	曾我部町法貴茶屋下又4番地1先
市道 長瀬線	曾我部町中長瀬41番地先	曾我部町中長瀬2番地先
市道 五蔵通西山線	曾我部町春日部西山田28番地1先	曾我部町春日部樋ノ口5番地1先
市道 高畑線	稗田野町鹿谷加茂13番地6先	稗田野町太田高畑3番地1先
市道 佐伯鉾山線	稗田野町鹿谷中村58番地先	稗田野町鹿谷加茂13番地6先
市道 佐伯鉾山線	稗田野町佐伯水戸後36番地3先	稗田野町鹿谷加茂13番地6先
市道 奥条線	稗田野町奥条門田42番地2先	稗田野町奥条門田47番地2先
市道 門田須川線	稗田野町奥条門田3番地先	稗田野町奥条門田1番地先
市道 浦亦吉岡線	稗田野町柿花吉岡51番地1先	稗田野町柿花吉岡29番地1先
市道 柿花線	稗田野町柿花吉岡15番地1先	稗田野町柿花吉岡32番地2先
市道 浦亦線	稗田野町柿花吉岡35番地先	稗田野町佐伯浦亦31番地先
市道 湯ノ花温泉線	稗田野町佐伯下峠1番地1先	稗田野町佐伯飼条16番地1先
市道 茶屋神蔵寺線	稗田野町佐伯墓野20番地先	稗田野町佐伯下峠1番地1先
市道 太田中学校線	稗田野町太田土井ノ上22番地3先	稗田野町太田堂ノ本24番地1先
市道 太田鹿谷線	稗田野町鹿谷浄門50番地先	稗田野町鹿谷加茂44番地2先
市道 佐伯太田線	稗田野町佐伯西勝寺35番地3先	稗田野町佐伯西勝寺34番地2先
市道 三十代線	稗田野町太田森1番地先	稗田野町鹿谷加茂1番地2先
市道 馬堀駐車場篠線	篠町馬堀東垣内19番地1先	篠町馬堀東垣内1番地13先
市道 つつじヶ丘30号線	古世町西向林31番地4先	古世町西向林9番地4先

4 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

- (1) 位 置：京都府亀岡市三宅町八田1番地
- (2) 名 称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による南丹都市計画下水道事業の変更認可の告示（平成24年亀岡市告示第24号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告する。

なお同法第67条の規定により、公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額及び当該建物等を譲り渡そうとする相手方その他同法施行規則第55条で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。

平成24年3月28日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画下水道事業
亀岡市公共下水道
- 3 事務所の所在地
亀岡市北古世町1丁目2番5号
亀岡市上下水道部下水道課
- 4 事業施行期間
昭和49年12月24日から
平成28年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年京都府告示第758号、昭和55年京都府告示第239号、昭和56年京都府告示第637号、昭和58年京都府告示第439号、昭和61年京都府告示第420号、昭和62年京都府告示第291号、平成元年京都府告示第416号、平成5年京都府告示第52号、平成8年京都府告示第726号、平成13年京都府告示第203号及び平成17年京都府告示第581号の事業地に亀岡市千代川町拝田長縄手、拝田勝林坊ノ下、曾我部町犬飼梨ノ段、追分町一本木、篠町夕日ヶ丘1丁目、夕日ヶ丘2丁目、篠牧田、篠松ヶ池、篠芦原、篠牙ヶ尾、篠小園谷、篠上西山、篠鍋倉、王子西長尾、大井町南金岐好実根、稗田野町太田古実根、太田草田を追加し、大井町並河若宮筋、吉川町穴川矢田ノ庄、曾我部町春日部亀焼谷を削り、千代川町拝田大將軍垣内、千原大門、稗田野町柿花中道、柿花畑ヶ中、柿花吉岡、佐伯飼条、佐伯浦亦、佐伯源ノ坊、佐伯玉泉、佐伯野下前、太田花ノ木、吉川町吉田後代、吉田天田、吉田前河原、吉田曾我ノ庄、穴川深田、穴川平田、穴川野水、穴川替田、曾我部町穴太奥田、穴太藤ノ木、穴太口山、穴太高谷、穴太河原口、南条北荒水代、南条中浦竹、西条下久保、中中小路、寺拍子垣内、寺蛇谷、寺野見寺、寺坊垣内、春日部東垣内、春日部与福、春日部大谷、犬飼樋ノ口、余部町蚊又、清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、下島、篠町篠合戦野、篠杵殿林、篠赤畑、篠下西山、王子下上牧、王子西ノ山、上矢田町山田、四軒家、西つつじヶ丘美山台2丁目、大井町並河深町、並河観並、並河堂又、並河熊田、並河前脇、並河亀ヶ澁において事業地を変更する。

「揭示済」

亀岡市上下水道部公告第3号

亀岡市から南丹都市計画下水道事業の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、関係図書を縦覧に供する。

平成24年3月28日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南丹都市計画下水道事業
亀岡市公共下水道
- 3 縦覧場所
亀岡市北古世町1丁目2番5号
亀岡市上下水道部下水道課

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

別表第4の医療職給料表(3)を次のように改める。

3 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15

36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41

74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	73	70	82	67	48
95	74	71	83	68	48
96	74	72	84	68	48
97	75	73	85	69	49
98	75	74	85	70	49
99	76	75	86	71	49
100	76	76	86	72	50
101	77	77	87	73	50
102	78	78	87	73	
103	79	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	81	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	82	83	95	79	

112	82	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	83	84	98		
115	83	84	99		
116	83	84	100		
117	84	85	101		
118	84	85	101		
119	84	85	102		
120	84	86	102		
121	85	86	103		
122	85	86	103		
123	85	87	104		
124	85	87	104		
125	86	87	105		
126	86	88			
127	86	88			
128	86	88			
129	87	89			
130	87	89			
131	87	89			
132	87	90			
133	88	90			
134	88	90			
135	88	91			
136	88	91			
137	89	91			
138	89	92			
139	89	92			
140	90	92			
141	90	93			
142	90	93			
143	91	93			
144	91	94			
145	91	94			
146	92	94			
147	92	95			
148	92	95			
149	93	95			

150	93	96			
151	93	96			
152	93	96			
153	94	97			
154	94				
155	94				
156	94				
157	95				
158	95				
159	95				
160	95				
161	96				
162	96				
163	96				
164	96				
165	97				
166	97				
167	98				
168	98				
169	99				

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市病院事業会計規程の一部を改正する規程

亀岡市病院事業会計規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「実地たな卸」を「実地棚卸し」に改める。

目次中「第3節 たな卸」を「第3節 棚卸し」に改める。

第1条中「第1条」を「第2条」に改める。

第45条第1項中「たな卸経理」を「棚卸経理」に改める。

第5章第3節の節名を次のように改める。

第3節 棚卸し

第55条第3項中「たな卸表」を「棚卸表」に改める。

第57条の見出し中「たな卸」を「棚卸し」に改め、同条第1項中「たな卸表」を「棚卸表」に改める。

第58条の見出しを「棚卸修正」に改め、同条中「たな卸表」を「棚卸表」に改める。

別表の資産勘定中「たな卸高」を「棚卸高」に改め、同表の資本勘定中

「

減債積立金		法第32条第1項の規定に基づく積立金
利益積立金		〃
その他積立金		

」

を

「

減債積立金		亀岡市病院事業の設置等に関する条例（平成14年亀岡市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により企業債の償還に充てるために積み立てた額
利益積立金		条例第10条第1項の規定により欠損金をうめるために積み立てた額
建設改良積立金		条例第10条第1項の規定により建築改良工事に充てるために積み立てた額

」

に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程

(亀岡市立病院処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院処務規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の部」を「次の部並びに地域連携室」に、
「医事課 」を「医事課 」に改める。

医事係 医事係
地域連携係 情報管理係
情報管理係」 地域連携室」

第3条第1項医事課中

- 「(13) 地域連携診療に関すること。
(14) 各種検診事務に関すること。
(15) 健康診断及び人間ドックの事務に関すること。
(16) 医療相談に関すること。
(17) 各種公費負担医療の申請手続等に関すること。
(18) 地域医療の情報に関すること。
(19) 関係委員会に関すること。
(20) その他医事事務に関すること。」

を

- 「(13) 各種検診事務に関すること。
- (14) 医療相談に関すること。
- (15) 各種公費負担医療の申請手続等に関すること。
- (16) 関係委員会に関すること。
- (17) その他医事事務に関すること。」

に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「事務分掌」を「分掌事務」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地域連携室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域連携診療に関すること。
- (2) 健康診断及び人間ドックの事務に関すること。
- (3) 地域医療の情報に関すること。
- (4) その他地域連携に関すること。

第4条第2項中「主任医療ソーシャルワーカー」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 地域連携室に室長、参事、副参事及び主幹を置き、必要に応じて、主任医療ソーシャルワーカー、主任看護師及びその他の職を置くことができる。

第5条第3項中第8号を削り、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 地域連携室においては、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 室長は、病院長及び副院長を補佐し、上司の命を受けて所掌事務又は業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 参事及び副参事は、上司の命を受けて所管事務又は業務を処理し、関係職員がある場合には、当該職員を指揮監督する。
- (3) 主幹は、上司の命を受けて担事事務又は業務を処理し、関係職員がある場合には、当該職員を指揮監督する。
- (4) 主任医療ソーシャルワーカー及び主任看護師は、上司の命を受けて専門に係る事務又は業務を処理する。

(亀岡市立病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院事務決裁規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（課長及び室長の共通専決事項）

第11条 課長及び地域連携室長（以下「室長」という。）は、別表に規定する課長及び室長専決事項を専決することができる。

第16条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第28条を第29条とし、第24条から第27条までを1条ずつ繰り下げ、第23条の次に次の1条を加える。

（室長が不在の場合の代決）

第24条 室長が専決する事務について、室長が不在のときは主幹参事が、主幹参事が不在のときは主管副参事が、主管副参事が不在のときは主管主幹が代決することができる。

別表庶務に関する事項中「課長」を「課長及び室長」に改め、同表人事に関する事項を次のように改める。

人事に関する事項

事 項	管理者	病院長	管理部長	課長	室長	副課長
1 職員の休暇に関すること。(休暇届又は申請書によるものを除く。)						
病院長、副院長	○					
部長、理事、室長		○				
次長、課長			○			
参事、副課長、副参事、係長、主幹				○	○	
その他の所属職員					○	○
2 職員の即日出張に関すること。						
病院長、副院長	○					
部長、理事、室長		○				
次長、課長			○			
参事、副課長、副参事、係長、主幹				○	○	
その他の所属職員					○	○
3 職員の宿泊付き出張に関すること。						
病院長、副院長、部長、理事	○					
次長、課長、室長		○				
参事、副課長、副参事、係長、主幹			○		○	
その他の所属職員				○	○	
4 職員の時間外勤務及び休日勤務に関すること。						
部長、理事、室長		○				
次長、課長			○			
参事、副課長、副参事、係長、主幹				○	○	
その他の所属職員					○	○
5 所属職員(上司が特に命じた者を除く。)の事務分担に関すること。				○	○	
6 職員の服務に係る諸届等に関すること。(簡易なものを除く。)						
病院長、副院長、部長、理事	○					
次長、課長、室長		○				
参事、副課長、副参事、係長、主幹			○		○	
その他の所属職員				○	○	

(亀岡市立病院文書取扱規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院文書取扱規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「病院長あて」を「病院長宛て」に、「あて名人」を「宛名人」に改め、同項第3号中「あて名人」を「宛名人」に改める。

第8条第3項第4号中「課長、医長又は科長」を「課長、室長、医長又は科長」に改める。

第13条第2項中「あて名書」を「宛名書」に改める。

別記第3号様式中「あて名人」を「宛名人」に改める。

別記第4号様式中「名あて人受領印」を「名宛人受領印」に改める。

(亀岡市立病院職員就業規程の一部改正)

第4条 亀岡市立病院職員就業規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「部長及び理事」を「部長、理事及び室長」に改め、「各所属の課長、医長及び科長」を「各所属の課長、副課長、室長、医長及び科長」に改める。

第13条第3項及び第4項中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市立病院職員の勤務評定に関する規程の一部改正)

第5条 亀岡市立病院職員の勤務評定に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

管理部の職員（行政職を除く。）	課長又は課長相当職	次長	管理部長
-----------------	-----------	----	------

」

を

「

管理部の職員（行政職を除く。）	課長又は課長相当職	次長	管理部長
地域連携室の職員（行政職を除く。）	室長		病院長

」

に改める。

(亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第6条 亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程（平成18年亀岡市病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2項中「部長」の次に「、室長」を加える。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」